

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第四十号

(五五二)

昭和四十年四月三十日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 天野 公義君

理事 岩動 道行君

理事 龜岡 高夫君

理事 塚田 徹君

理事 網島 正興君

理事 野呂 恭一君

理事 湊 徹郎君

理事 西久保重光君

理事 大原 亨君

理事 中村 高一君

理事 麻生 良方君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

總理府事務官 白井 莊一君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査室長) 八塚 陽介君

厚生政務次官 徳永 正利君

厚生事務官 (大臣官房長官) 梅本 純正君

厚生技官 (公衆衛生局長) 若松 栄一君

厚生技官 (環境衛生局長) 館林 宣夫君

厚生技官 (厚生技官) 尾崎 嘉篤君

(医務局長)

委員外出席者

専門員 茨木 純一君

委員外の出席者

四月三十日

委員天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十八日

行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付)

厚生事務官 熊崎 正夫君

厚生事務官 (厚生事務官) 今村 謙君

厚生事務官 (国立公園局長) 牛丸 義留君

厚生事務官 (社会局長) 竹下 精紀君

厚生事務官 (児童家庭局長) 小山進次郎君

厚生事務官 (厚生事務官) 小田進次郎君

厚生事務官 (保険局長)

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

委員外の出席者

四月三十日

委員天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本幸雄君、滝井義高君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として天野公義君、稲村隆一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大原幸君。

○大原委員 厚生省設置法の改正案は、提案の理由にもありますように、相当広範な所管がえやあるいは新しい機構の設置であります。厚生行政のこれらに關係する基本姿勢につきましても、質問いたしたいと思ふのです。いろいろと機構をつくりまして、やはり当面の問題、特に医療問題等に對する適確な処置がなければ、これは決して國民が納得できる税金の使い方ではない、こういう観点で逐次ひとつ質問を続けてまいりたいと思ひます。

質問に入ります前に、厚生省の綱紀肅正の問題ですが、設置法をやる際には、私はぜひともその問題はどの省においても取り上げるべきであると思ふのですが、御承知のように、前回の参議院選挙では、厚生省では相当選挙違反の人が出たはずであります。候補者自体がひつかつたような事態もあるわけでありまして。この問題は、やはり官僚機構を通じて、行政機構を通じて選挙運動をいろいろやるという、そういう問題は、これは組合運動云々の問題とはまた違つて、國民の税金なりあるいは國家の機構を通じて、國家の権限や地位を利用してやる問題でございまして、この問題は、ききわめて厳密に考えらるべき問題であることは、学識経験者や世論の一致するところでありまして。厚生省の権限、地位等を利用して資金活動や選挙活動をやるといふふうなことに對しては、姿勢を正すべきである、こういうふうな考えますけれども、他の省の問題はともかくといたしまして、厚生省に關する綱紀肅正の問題につきましても、御答弁をいただきたいと思ふのです。特にこの医療法の問題につきましても、ことしの一月九日、十日にかけまして、職権告示の問題がございましたが、とかくの批判が事務次官その他にあつたはずであります。これはどうもその動向は選挙対策のにおひがする、こういうふうなことがあつたはずであります。そういうことは、李下に冠を正さずでありますから、びしっとしてもらわなければいかぬというふうな考えなのであります。その点につきましても、地位を利用しての資金上あるいは選挙対策上のそういう問題につきましても、綱紀を肅正してもらいたい。これに對する國民の批判や意見に對します厚生大臣の所信を、最初に明らかにしてもらいたいと思ひます。

○神田國務大臣 ただいま大原委員より綱紀肅正の問題についての御所見を承つたわけでございまして。この前の参議院の改選にあたりまして、厚生省におられた方が立候補されて、そして選挙違反があつた。しかもこの方に關連いたしまして、厚生省の内部あるいは都道府県等の一部にわたつて關連した選挙違反がございましたことは、お話のとおりでございまして、これは私もまことに遺憾千萬のことと考えております。公務員は奉仕者として、一部の者にそういうことをやるという問題よりも、公務員の中立性から考えまして、そういう選挙運動等はなすべきことではないということ、これは、申し上げるまでもなく明らかでございます。申し上げるまでもなく明らかなことでございます。そこで、そのような事件が起きたわけでございまして、これはまことに遺憾千萬である。しこうして、このことは、そういう経過から考えましても、今後再び繰り返すことのないように十分留意いたしまして、部下を監督いたしましてまいりたい、かように私考えております。

なおまた、いま医療費の改定にあたりまして、一部の高級官僚がそういうふうなことがあつたようにお話しでございましたが、この点につきましても、私まだその事実をつまびらかにいたしてお

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

○河本委員長 これより會議を開きます。

これに対して取り返しのつかない利害関係を発生する。行政処分は本来そういうものであるし、特に医療の問題は、本訴が勝ちましたも負けましたも、これはあとで議論するにいたしまして、これは取り返しのつかないという事実を発生させるのでありますから、国民の立場に立つて行政訴訟事件の同一性や公平性を保持するという事になれば、法律関係者というのは、第三者を医療機関だけに限定するというのではなくして、これは立法の精神あるいは解釈、あるいは政治の立場から考へて、当然一元的な措置をとらなければならぬ、そういう観点で、法律上の議論が、皆さん方三者の御答弁が十分一致しない点があった。特に厚生大臣は、これはまことに珍しいことであります。が、議事録を調べてみましたら、私と意見が一致したような答弁をいたしました。つまり当事者以外の者のことをいうのだ、国民のことをいうのだという御答弁もあつたのであります。あとむにやむにやと言つておられましたけれども、議事録にはびしりと載つておるのであります。この点は私と厚生大臣の意見が一致するということは、これは珍しいことであります。そういうことから考へてみまして、そういう疑惑をやはり発生さしてはならぬということで統一見解を求めるわけですが、これは申し上げましたように、旧料金、新料金が時間がだんだん経過するにしたがつて取り返しがつかない現実をもたらすという意味から、私はそういう解釈論を離れまして、現実の提案をいたしました。中央医療協の問題に關係をいたしまして、提案をいたしたのであります。これは非常に建設的な提案であります。総理大臣はこのことを——あとで議事録を読み上げますが、私の意見を是認いたしました。しかし、厚生大臣は、必勝の信念を持つてやるのだというように、大東亜戦争のときのようなことを言つております。おれたちの抗告が勝つんだ、あるいは本訴では政府が勝つんだというふうな、そういう全く私に言わせれば無責任な答弁をいたしたのであります。現実にどういふ事態が起きてくるかということに

つきましては、全く理解をしない無責任な答弁です。その点は、総理大臣の答弁のほうがやや一歩前進をいたしております。そのことは官房長官がお見えになりましたから、具体的にこれは政府を代表して、支払い側やいろいろな機関と話をいたしておりますから、官房長官に集約的に質問をいたします。

そこで、私どもの解釈の立場はそういうことで、国民のそれが聞きまして、旧料金と新料金があつて、五月一日以降は既成の事実で取り返しのつかないような事態を発生するのだ。そういうことは、だれが考へましても、この問題は非常に大きな問題である。そのことは、当然一致すべき診療側と支払い側の対立や矛盾というものを激化する、收拾できないような事態に至るであらう。五月か七月か知らぬけれども、厚生大臣はやめられる、あるいはいいますと辞表を出されるか知りませんが、やめられるとは、だれが処理するかという問題がある。この問題は、やはり一貫して政府が処理しなければならぬ。そういうことから、私は問題点がきつめて重要であるから、とにかく個人の感情を離れまして、厳密に事実に基づいて指摘をいたしたわけでありました。

そこで質問に移りますが、東京の地方裁判所の位野木決定に基づいて、職権告示が違法であつて、その効力を停止するという決定がなされたことは御承知のとおりですが、その解釈をめぐつていろいろあるわけでありまして、支払い側もあるし、政府の解釈もあるし、医師会の診療側の解釈もあるものであります。この点につきまして、私は、小山保険局長が通達を出した、こういうことですが、大臣通達でない、省令や政令でない、あるいはこれを局長の告示として扱つた、そういうことの根拠と一緒に、その通達の内容が骨子につきまして、簡単にひとつ御答弁をいたしたいと思ひます。

○小山政府委員 私、大原先生が大局的な見地からおっしゃつておられることは、当面の責任者としてよくわかるのであります。ただ法律論としては、先ほど申し上げたようにならざるを得ない。

い。もし法律論として、先生が大局的に考えになるようにならざるを得ないという前提が通るものであるならば、実はあの決定自体が法律の解釈及び適用を間違つたということになるのであります。元來常に一本で扱わなければならない性質のものについて、特定のものととの間においてだけ効力を停止することができるといふ前提で決定をするというところは、間違ひだということになるわけでありまして、これはもちろん今後法律問題としていろいろ論議されるべき問題であります。それはそれとして、おっしゃる通りに、問題を大局的な見地から、一刻も早く積極的にかつ根本的に解決するということが、政府の最高の責任者のみならず、われわれ事務当局にとつても常に考えなければならぬことだ、この点は私肝に銘じてさうに考へております。

それから通達の問題であります。この種の通達というものは、大臣の指示を得てそれぞれ關係の地方行政庁に出すというものは、これは行政の普通のやり方でございます。そういう場合に、事務連絡であつて、あるいは指示という性質を伴うものであれ、事務次官または局長の通達という形式をとるといふことは、それは普通のことでございます。

それから第二に、なぜ通達という形をとつて、一部に言われているように、告示を改正するとか何とかという措置をとらないのか、こういう問題でございますが、これはすでに先生も十分その点を前提としてお考へになっておりますけれども、過般行なわれました一月九日付の告示というものは、今回の地方裁判所の決定で、何らの行為もまたないで、五月一日から四組合との關係においては効力が停止したのであります。別に何らの行為もなくして、これは当然のこととしてそうなるわけでありまして、その結果としてそうなるのだということを一様に周知させる、これは行政庁として当然しなければならぬことであります。そういうことからいたしました、その旨をさしあたり關係の行政庁に伝え、それからそういうことに伴つて

間違ひの起こらないという指示をいたしますと同時に、關係のある団体に対してその旨を連絡して協力を求めた、こういうことでございまして、それから第三に、通達の内容でございまして、根本的な考え方としては、この地方裁判所の決定の効力が存続している間は、五月一日から一時的にせよ、四組合との關係においてはほかのものが違つた扱いになる、この点を十分徹底しよう、こういうことでございまして。そうしてこれについては、いろいろの意見はあるにしても、とにかく現段階における、さしあたりの措置としては、決定を正しくみんな守つていく、そうしてその間にまた別の見地から根本的な解決をはかるべきである、こういう気持ちをあらわしたものでございまして。

それから個々の内容でございます。一つは、今回の決定の効力は、四組合との關係において生ずるわけでございまして。このことは元來、医療機関側が保険診療を行ない、あるいはそれに基づいて費用の請求をするような場合に、そのことを心得ておいて、正しくやつてくれなければいかぬわけでありまして、一方医療機関側にわからないことがあつて、間違ひを起してもいいけませんので、その場合には、ひとつ四組合のほうでも、自分たちの關係は旧料金の実施を受けるのだということとよく徹底していただきたいということが一つ。それから第二は、ほかの健康保険組合とか、政府管掌健康保険とか、船員保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、各種共済組合、これにはこの効力は及ばないのだから、それをよく徹底されるように、それから第三は、生活保護法とか結核予防法、精神衛生法等で公費負担を受けることがありますが、その場合の医療費は新点数表によつて、旧点数表は及ばないのだということ。それから第四には……

○河本委員長 小山君に申し上げますが、官房長官の御都合がありますので、答弁を簡潔に願ひます。

○小山政府委員 第四は、医療機関が間違ひなく行なえるように、旧点数表を配付するとか何とか

ということ、これは役所側でやるように、こういうようなことを中心にしたいとございます。

○河本委員長 大原君に申し上げますが、官房長官の御出席時間は約二十分でございますから、お含みください。

○大原委員 器用な質問をしなければならぬが、官房長官にだけいまからやりませう。

この前予算委員会におきまして、総理大臣以下厚生大臣、法制局長官等に質疑をいたしましたのでありますが、官房長官に出席を求めたところが、あなたはなぜ出なかったか。——その点はよろしいです。そこで官房長官は、この問題につきましては、やはり総理大臣に代わって政府を代表して、支払い側あるいは診療その他の関係者と話し合いをいたしているのではありません。いままで予算委員会や、いま本委員会でも私指摘をいたしましたし、政府も認めておられるのですが、五月一日からは新料金と旧料金が違法なる職権告示の結果に基づいて二つ存在することになるのです。そのことは、時間がだんだんと経過するに従って、本訴が二年後、三年後に確定するかどうかからぬ。あるいは政府は高裁に抗告しておるが、どういふことになるかわからぬ。そういう事態が経過いたしますと、五月一日以降は事実が積み重なるに従って、支払い側と医療機関その他四組合と政府との関係において、收拾すべからざる矛盾を拡大するような事態になるのであります。この事態において、政府としてどのような措置をとろうとしておられるのかという点について、私は今日までこの問題を集中的に国会において議論をいたしてきたわけですが、総理大臣の心がまえの発表、御答弁はありましたが、官房長官といたしまして、大まかにその考え方をひとつこの際明らかにしてもらいたい。

○橋本政府委員 過日、予算委員会に喚問を受けることになっておりましたが、ちょうどそのとき参議院の議連の委員会ですの前から呼ばれておりまして、ちょっと時間を多く要しましたために、私が予算委員会に参りましたときには、官房長官に

かわって総理大臣が答弁をしたからよろしいというふうなことになるまいかと、失礼をいたしましたわけでありましたが、ただいま大原さんがおっしゃいましたように、この問題は法律的議論は別といたしまして、現象としては好ましい現象とは考えておりません。ただ、法律的な解釈は、おそらく厚生大臣あるいは関係事務当局から答弁されたことと思いますが、私自身が扱っておりますことは、御承知のように、この医療問題というのはきのう、きょうの問題ではない、二、三年來からの問題として、非常な困難に陥つた国民には影響の大きい問題であります。その二、三年來の紛糾が積み重なって今日に至つたのでありまして、いわゆる法律以前の問題もあり、かつまた新しい意味での制度等についても、これは研究、考慮をしなければならぬ事態であると考へまして、御承知のように、せんだつて私並びに党の幹部が支払い側七団体と数回にわたつて協議を進めまして、全体的な問題の解決の方向として申し合わせが行なわれたわけでありまして、今回このような事態が起こりましたことは、政治的観点からいへば決して好ましいものではない。ただ、法律的な解釈を申せば、厚生大臣並びに関係事務当局が答へたとおりになります。これによろしいという問題だけではない。せんだつて支払い側と、この問題が起きましたあとで私が二時間余にわたつて会談をいたしました。そのときに私は申し上げたのであります。ただ、これを法律問題だけで取り扱つておつたのでは、解決のつく問題ではないやうに考へる。政府はもちろんであるが、関係者団体においてもひとつ知恵を働かして、そうしてこれらが話し合ひの上で解決ができる道がないであらうか。四団体に仮処分が行なわれたことは当然他の団体にも及ぶのだという法律論議をやつておつたのでは、話にならない。それだけでは決して全体の解決の糸口にもならないのであるから、この問題を中心として今後ともひとつお互いに頭をしぼつていい結論を出すように努力しようじやないかというふうなことを申しまして、お互いに話し合ひましてせんだつては別れ、きょうも十二時過ぎに私が会うことになっております。もちろん会うにいたしましても、私自身が具体的な解決案をまだ用意しているわけではございません。そのなりまして、あしたからこの事態が紛糾になるに政府は怠慢ではないかというおしかりを受けるかもしれない。御承知のように、そう簡単なる事態でもないのならば、ただこれを便宜主義で解決するといふことは、必ずしも全体の医療問題の上から考へても、賢明なる策とは考へておりません。そういう意味で、十分に話し合ひ、かつ大きな全体の一環としてこの問題を取り上げて解決の方向に持つていきたいというのが、私の念願であります。政府も、そのような大局的な方針でこの問題に対処していきたいとおるわけでありまして、したがって、きょう会ひまして、あしたからの問題に対して特効薬的な回答はできませんが、先ほど来から申しましたように、前向きで、ひとつ関係者の協力を懇請をいたしておるのであります。あるいは支払い側団体側から何らかの意見の開陳がきよあるかもしれないが、なお政府としては誠心誠意この問題の解決に努力をいたしたい。ただ、この間における処置については、事務当局が万全を期して、大きな混乱のないやうに処理をせよという意味での指示は与えてあるわけでありまして、これが政府の大体の見解であると御了承願ひたいと思ひます。

○大原委員 つまりいままでは、支払い側団体と診療側の団体間の政治的な対立や問題であつたわけでありまして、しかし、今度は医療機関を媒介としたしまして、国民の間に、第一線の支払い側の被保険者である患者と医者との間の問題に発展を遂げていくわけでありまして、元來医療の問題は、すでに指摘をいたしましたように——労使間の問題でも、御承知のように妥結点が昨夜来あつたわけでありまして、医療の問題について共通の場が求められないといふようなことはないわけでありませう。

す。特に五月一日からは取り返しつかない現実が起きてきて、先ほど指摘いたしましたように、本訴が仮処分の精神に従つて確定をいたしました。その反対であつても、これは権利義務の関係では、時間がたつたつほど大きな問題が起きてくる。それから、時間があればまたあとで申し上げますが、社会保険審議会に於いておる九、五〇の医療費の値上げに伴う総報酬、薬価負担という問題が、実現できない段階にきておるのです。この国会には間に合わないのです。そういたしますと、予算上大きな穴があく。元來ならば、これは佐藤内閣不信任の問題です。吹原事件その他あるけれども、この問題は予算上致命的な欠陥のある問題であるが、私どもは半ばはおかひで通したわけですが、しかしながら、これは大蔵大臣も答へたいたしましたように、そういう予算執行の面において、法律の裏づけのない、しかもちつとやそこの問題ではないと思ひ、百億単位の、あるいは千億に達するような大きな問題が起きておるわけでありまして、そういう問題でございまして、時間的に考へれば、一党派の問題ではなくして、国民の健康を中心として政治全体の問題である、佐藤内閣の問題である。これは私は考へ方に真剣さが足りないのではないかと思ふ。その日暮らしということでありませう。

そこで私は端的にお尋ねするのですが、官房長官、了解事項を結ばれましたけれども、円滑な問題の解決を妨げているものは一体何か。何が障害となつてこのような事態が発生して、時間がたつたつほど、皆さん方が無責任に拱手傍観すればするほど、取り返しのつかない大きな事態にならうとしておられる一体なぜか。何が一体根源なのか、こういう点につきまして、官房長官はお忙しか、頭が散漫になつておると思ひますが、しかし、忙しくて、重要な問題に対してはやはり決断をしてやるのが政治であると思ひます。その点について、あなたの認識をお伺ひしたいと思ひます。

○橋本政府委員 この問題を妨げておる原因は、

いろいろあらうと思います。皆さんのほうからおっしゃることも考えられますが、私のほうから考える点もいろいろあります。

一つは、御承知のように、政府としては、この問題に対してはふまじめな態度もしくは傍観的態度でやる考えもありませんし、かなり真剣にこの問題に取り組んでまいって、将来これを処理する上においても、相当困難と思われる問題につきましても、支払い者側といわゆる合意の点をお互いに認め合っておるわけでありす。これは、あれを實際上実現するためにも、皆さんがごらんになって、従来やってまいりました経験から考えて、非常に困難なる——はたして政府はああいような約束を支払い者側としたけれども、ほんとうにできるかどうかと思われるくらいのかなり進歩的な約束を支払い者側ともいたしておる状態でありす。ただ、その問題につきましても、それじやなかなか進んでおらないじやないかとおっしゃるようなおしかりがあらうと思ひますけれども、これにつきましても、御承知のように、中央医療協会の再開の問題もやはりこれには関連があります。あるいは保険三法の審議がおくれているという問題もあるわけでありまして、いろいろ相関関係があります。これにはまだ支払い者側なりあるいは委員側においては、これが開かない理由をわれわれは聞いてはおりす。けれども、そういうぐあいにいかなかいろいろの不信の問題あるいは困難なる問題がたぐさんにこの中に織り込まれておりますために、関係者、政府あるいは支払い者側にもその熱意と努力をしようという前進態勢がありながらも、その一つ一つがなかなかそう簡単には解決できない問題があることは、皆さん十分御承知のとおりであります。したがって、私といたしましては、いろいろな障害があつても、やはり勇氣を持って処断しなければならぬ。この点は党の執行部も同様であり、その気がまえで進めておるわけではありまするが、何せ長い間のことでありますから、そう右から左に片づかないことに対しては、まことに遺憾であり、相すまない次第と

思っておりますが、少なくとも御承知のように、せんだつての党の基本問題調査会等の発足等もこれに関連がありまして、党側に強く要請いたしまして、御承知のように、二、三日前に正式に医療基本問題調査会が賀屋さんが会長となつて発足する運びとなり、これとの関連において政府もまたあるいは皆さんの御意見も聞こうと思つておりまするが、政府の中にもこれが調査会等の設置の段取りを目下進めておる状態でありまして、必ずしも政府がこれを拱手傍観しておるのではない。ただ、基本的な点から片をつけないければ、眼前の問題の解決の端緒が得られない、かような考えのもとに誠心誠意やつておることを、ひとつ大原委員においても御理解願ひたいと思ふのであります。

○大原委員 官房長官は誠意を持ってやろうという気持ちがあることはわかるのですが、私が了解しまして、国民は了解しませんよ。そこで私は、少なくとも障害は二つの面から出ておるのではない。その一つは何かというと、一つは了解事項を支払い側との間において政府と与党の代表者がおきめになりましたけれども、あの了解事項の中には非常に重要な問題があつて、直ちにできる問題と総合的な問題があるでしょう。あるでしようが、できないような問題までも約束をしたのではない。あるいは当然約束の中でやるべきことを中央突破その他——中央突破というのは、問題を一つ一つ解決して全体を解決するという面では、解決すべき面を厚生省や政府全体に解決する態勢がないのではない。つまりそういう解決すべき問題を放任しているところに問題があるのではない。了解事項を実際に行なう段取りが、現状について簡潔でよろしいから、官房長官、私の第一の指摘する問題といたしまして、その問題につきましまして経過と所信を簡単にひとつ御答弁いたしたい。

○橋本政府委員 大原委員のおっしゃることの一つ二つは、たとえば薬価基準の引き下げあるいは実態調査の問題等は、やろうとすればかなりや

れる具体的な問題ではなからうかという意味だろうと思ふのです。これにつきましては、皆さんがよく御承知であつて、私は専門家でありませんので、私よりも大原さんなり関係者のほうが詳しいわけでありするけれども、従来のいきさつもありまして、第二回、形式的に言えば第一回でするが、従来の諮問案との関係からいへば一種の第二次の引き下げということになるわけなんです。これが、これはその後の状況を調査するために、政府においてその後における薬価の値下がり状況等を調査しておるといふ段階が一つと、もう一つは、それに関連して、支払い者側は前もってこれを行なえといふような要望がなされておる。それに対して、事務当局において、厚生省を含めた事務当局でありまするが、技術的には困難性があるといふことで、まだ最終的な結論に至つておらない。

問題は、その以前の引き下げ状況についての調査がまだ完了しておらないということが、主たる原因にもなります。なおこの実態調査の問題は、もちろん意見の一致した点でありまするが、これは支払い者側も十分に了承をいたしております。この問題は一種の警察権の問題とは違ひまして、いわゆる相手方のあることであり、かつまた相手方の十分なる理解と協力によらなければできない問題であることは、支払い者側も十分了解いたしております。したがって、あの申し合わせの中にも、円満なる方法によつてこれの実現をはかりたいといふことを支払い者側も了承しておる。かような状態での申し合わせができましたから、あしたにもこれが行なわれるかといひますと、いま申しましたように、前もって十分に相手側及び関係者が十分なる理解のもとに、そうして円満なるものとやらなければ実際上できないという問題がありますために、厚生省当局並びにわれわれ政府関係者も、これらが円満に行なえるような状態をつくつていこう、こういうことに努力いたしておりますので、せんだつての支払い者側との申し合わせに対しては、政府も党も前向きでこれを処理しよう、こういう熱意に変わりないことを十

分御理解願つて、ひとつ大原さんその他関係者の陰ながらの御協力をお願いしたい、かように御理解願ひらんことをお願い申し上げます。

○大原委員 せっかくですが、ばくは、たとえば総評とか同盟とか、労働団体だけの意見でこの問題を処理しようといふふうなつもりは毛頭ないのです。私はやはり、支払い側は、健康保険や支払い側の団体やその他、言うならば玉石混濁の人々が集まつて、職権告示を中心として、いままでのいろいろな経過をもつて、厚生大臣けしからぬ、こういうことになつておるわけなんです。それから当然診療側と対立する問題ではないといふことについては、腹の中ではみんな理解をしておるのです。このことは、医療の問題、命の問題ですから、みんな理解しておるのです。特にこのように人間関係がこの問題でトラブルが出てまいりますと、そういうことを痛感したしておるのです。ある意味におきましては、これは解決のチャンスでもあるわけなんです。ある意味では、裏返してみるとチャンスでもある。しかし、そういう指導力や識見や責任感が、あなたのはうにない。そこが問題だ。時間の関係で第二の障害といふのを指摘いたします。もう一つあと第三の障害があるけれども、第二の障害を申し上げると、あなたはしつとてありながら、頭を突つ込んでおられるから、なかなか問題点を指摘されておると思ふ。たとえば実態調査、やはり医療費を決定する際においては、共通の場がなければいかぬ。しかし、医師会はどういうことをいっておるかといふと、やはり昔の戦争中のことやその他があつて、官僚支配にないではないか、官僚の介入になるのではないかと、医者の良心や自主性を阻害するのではないかと、中央医療協会のいうような場所がなければいかぬ。そこでみんなが納得できる方法で、官僚介入を排除しながら実態調査をして、そういう医療費に対する共通の場を求めるといふ、そういう方向を出さなければいけない。あるいは薬価基準の問題にしましても、いままでの経過から、

分御理解願つて、ひとつ大原さんその他関係者の陰ながらの御協力をお願いしたい、かように御理解願ひらんことをお願い申し上げます。

これは厚生大臣が実勢価格に応じて薬価基準を適正化していくのは当然ですが、しかし、診療費、技術料の問題とも関連いたしまして、医師会との間において経過がある。この問題もやはり中央医療協会の場において十分協議しないと、その下で個々の団体に対して話をしようといつても、これはつかない。だから、中央医療協会の民主的なルールをぶち破って、ぶちこわして、そうして厚生大臣が職権告示をしたことはけしからぬと私も言っているのではありません。中央医療協会の軌道に乗せる、その二つの問題を考えてみても、そういうことがなければいけません。このことについて、何ら熱意を示さない、方針を示さない、そういうことの原因は一体どこにあるというふうに官房長官はお考えですか。

○橋本政府委員 いま大原さんがおっしゃいましたように、中央医療協会の問題があります。この点に關しては、原因等はこれの遠慮いたしますが、せんだつても数回支払い側と話し合ひをいたしました。中央医療協会の考え方、構成あるいは問題等も、やはり支払い側のほうにも改善の余地があり、われわれのほうにもさうな考えがあります。具体的な問題でそれがどこにどういふふうな改組の必要があるかということまでは触れる時間はありませんでしたが、お互いに感じ合っていることは、従来の中央医療協会の組織内容等についても改善すべき点が多々ある、そういう問題を含めて、政府に設置される調査会において検討して、新しい組織のもとに進める必要があるのではないかと、これは、支払い側のほうでも十分に認めておるわけでありまして、政府のほうにおきましても、この点につきましても改善の余地があるのではないかと。まだ十分厚生大臣と打ち合せておりませんけれども、この問題があるわけでありまして、ただ当座の問題としては、それを待つておつたのでは、これは一年先になるか——もし法律で行なうとすれば、この国会に間に合わないのではありません。次の通常国会になると、二年も三年も先になってしまうのでありますから、と

りあえずは中央医療協議会が動き出すということですが、やはり前提条件にならうと思ひます。それにしまして、支払い側側なりあるいは診療者側なりに十分話し合ひをつけなければ、なかなか再開の運びにならない。しかし、問題の中心はそこにあるのでありますから、今後支払い側側と会います際は、いかにしてこれを開く余地をつくるか。根本問題にさかのぼりますと、いろいろ不信問題とかありましようけれども、それは一応たな上げにして、この際は、国民の多くの人が利害関係といひましようか、医療問題には重大なる影響を持つのでありますから、この問題の取り扱い方について、私としては、大局的な見地から支払い側側とも懇談いたしたい、かように考えておるわけでありまして、この点もひとつあわせて御理解願ひたい。

○大原委員 第三の問題ですが、いまお話しになりましたように、中央医療協会は完全な組織ではないといふことですが、その点は問題があるでしよう。しかし、いままでの経過から言へば、円滑にいった場合は、たとえば反対いたしましても少数意見を保留するとか、いろいろな民主的な方法があるわけですよ。十二日まで待つてくれというのに厚生大臣は待たないで——その前の年には、一月二十日まででやつてくれればよろしい、国会再開までといふことを言っている。私は、厚生大臣の答弁の議事録をちゃんと持っている。であるのに、職権告示を一月九日にやつたといふことが、中央医療協会の場所をくずしたわけですよ。春闘のようないろいろな問題だつて、公労協の問題だつて、いろいろみんなが苦労してせんじ詰めていけば、意見が一致しないまでも共通点があるわけですよ。その共通の場が、やはり患者と医療側の信頼関係、人間関係にまで及んでゐる。私が第三の問題として指摘したいことは、私は個人のことを言っているのではないのだが、厚生大臣は、当事者としての能力や問題処理の態勢にないのではないかと。いいこともあるし、悪いこともある。しかし、この職権告示という厚生大臣のやり方に関し

ては、私は許したいと思つてゐる。公の立場にあるのですから、いさぎよく責任を明確にしてもいい。このことは決していやがらせではない。問題解決のために言つてゐる。厚生大臣は当事者能力ありやなしや。官房長官が支払い側側と会つたり関係者と会つてこの問題を処理しなければならぬといふこと自体が、この問題の解決をスムーズにしないのではないかと。その問題は、内閣改造の時期なんかと関連をして総理大臣にいろいろ質問いたしたけれども、私は決して地主補償法案をつぶすとかなんとかいう前提で言つてゐるのじゃない。会期延長その他の問題については、内閣改造の時間がなくて参議院選挙ぎりぎりになると、今度は参議院選挙後に臨時国会を開く、その前に内閣改造をするといふことになれば、これは非常におくられて、ますます問題の收拾ができないのじゃないかといふ点を私は心配しているから、指摘しているのです。私は、第三の問題として、官房長官にこの問題について——半分くらい足を突っ込んでずつと解決に当たられたわけだけれども、私は厚生大臣を目の前に置いて言ひにくく話だが、当事者としての資格要件において欠くところがあるのではないかと。これらの問題に對しまして、私は障害をすばり言ひましたから、障害に對する官房長官のお答えをいただきましたと思ふのです。

○橋本政府委員 それらの問題をひくく承めて、御承知のように支払い側側との話し合ひでは、総理大臣に預けるといふことで支払い側と了解に達したわけでありまして、去る一月の問題をいまここで論議いたしましても、意義はありますけれども、必ずしも解決の立場に入るわけではございません。ひとつ大きな観点からこれを解決していきたい。私自身も、こういうものが官房長官の職責であるかどうかは、官制によるとさういふものではないやうでありますけれども、しかし、問題が国民全体の問題でもあり、ある意味においては総理大臣の補佐的任務を持つておりますから、これ

にあずかつておるわけでありまして、問題は何かといひましても——話は違ひますが、せんだつてパン・ドン会議に超党派で行つたやうな気持ちで、ひとつ告示の問題も超党派の姿で解決していくならば、前向きな解決ができるのじゃないか。そういう意味で、ひとつ基本的なものの考え方を御理解願つて、しばらくの時間をかけてもらひたい、かように考えております。

○大原委員 私は、医療の問題は党派を超えてやるということには賛成です。私は、一党派が医師会との関係をつけ、支払い団体との関係、総評との関係、同盟との関係をつくるというかつこうでは、できないと思ふ。これは与野党を通じて意見は一致しておると思ふ。だから、いまや問題点はせんじ詰まつて非常に切実な場面に達してゐるのですから、あとで逐次質問はいたしますが、五月一日以降、裁判の決定に基づいて診療側と支払い側、医療機関と政府関係、そういう面においてたくさん問題が出てくる。既成事実ができれば、これは取り返しがつかぬ。こういう場面に達しておるわけでありまして。だから、これをスムーズに、建設的に解決する道は、先般の予算委員会でも提案をいたしました。総理大臣は原則的に了承のようだったが、総理大臣も忙しいから——というのは、中央医療協会でいままでの経過を踏まえて、いままでの経過にこだわらずに、それを越えてこれをすみやかに一致点を確認をして、大臣がそれに基づいて措置をする。医療費値上げに伴う保険法の改正案についても措置をする。そういうことの段取りをとる以外にはないのではないですか。こういうふうな指摘をしてゐる。原則的にはそれについて異議はない。やるかやらぬかでありまして、いままでの経過を踏まえ、いままでの経過にこだわらないで、これを乗り越えて解決する道は、現実においてはそれ以外にはない。あなたら会期延長するつもりかどうかかわからぬが、参議院選挙の期日があるわけですから、どうすると、参議院選挙後に内閣改造をやるといふ

しょう。中央医療協に關係した問題では、医療の九・五％の問題があつて、物価その他の問題でよくわかるけれども、理由が十分納得できなければいけないという議論があつて、いろいろ問題が起きて、しかも結果といたしましては、新旧料金という結果になった。それからもう一つの片面のほうでは、社会保険審議会に關係しておる問題で、総報酬制と兼代の負担の問題についても、これはやり直しをして、この審議を尊重するというたてまを政府はとつたわけです。中央医療協も社会保険審議会も尊重するといふたてまを、総理大臣もあなたも答弁されたわけです。それに従つ

てやっている時間切れということに相なった。そこに大きな空白と混乱が生じているわけですね。これは政府は全責任をもって解決すべきである。社会開発を主張する政府は、全責任をもって解決すべきである。違った立場における調和を主張している。それは口先だけかもしれないけれども、そういう佐藤内閣は、これはまともでないべきである。これができないような佐藤内閣は、やめるべきである。これは参議院選挙あるいはその後の議会を通じて、大きな政治問題になるのだ、私はそういうポイントを、問題点の中心を一つ指摘しておきます。これに對しまして、官房長官の見解を明らかにしてもらいたい。

○橋本政府委員 この問題につきましては、事務的に解決できるものと事務的に解決できないものと、いろいろあるかと思ひます。それらにつきましましては、政府としては十分話し合ひの上で、前向きで解決の道を講じたい、こういうふうに考えておる点で御理解をお願いしたいと思います。

○大原委員 関連質問もあるようですから、問題を大切な、具体的な問題にしばって質問いたします。支払い側の主張は、繰り返して多くは申し上げませんけれども、職権告示は違法であるのであるから、当然違法の行政行為、処分というものは、存在しないと同様である。当然行政府は裁判所の判決に従うべきであるから、国民として納得していない職権告示による医療費値上げの問題について了承するわけにはいかない、支払い基金やあるいは医療機関の窓口等において、そのような主張をするということを言っております。この点に對しまして、これは政府委員で検討しようですが、厚生省の当事者の見解を明らかにしてもらいたい。

○小山政府委員 第一に、今回の決定は、仮処分の決定をするに際してああい判断をもとにしてしている、こういうことでございます。その意味におきまして、この問題について最終的な結論が出るのは、どうしても本訴にならざるを得ない。したがって、先ほど来いろいろ御議論があった大

局的解決の問題は別でございますけれども、さしあたりの法律的な解釈としては、これはそれだけであつた職権告示といわれるものが当然に無効だということにはならないわけでありまして、それから第二には、決定自体も、あの告示は当然に無効なものだという前提でやらないわけでありまして、違法性が非常に強い。したがって、あるいは将来裁判所の判決によって取り消される可能性というものも十分に考えられる。したがって、原告側の請求は当面いれるべきだ、こういう考え方であります。したがって、繰り返し申し上げるように、法律適用の問題としては、さしあたりは四組合以外については当然あの告示がそのまま適用される、これは被保険者、被扶養者に対してだけであつて、医療機関に對してもそうだ、こういう考えであります。

○大原委員 仮処分みたいな決定であるから、それは本訴ではないけれども、最高裁があるわけですから、それらの問題を想定して最終的な決定を下していただいだけであつて、仮処分の決定を下す以上は、地方裁判所は、本訴においてその方向で確定するということの前提がなければならぬわけですから、この裁判所における抗争は、最終確定まではおそらく二年も三年もかかるでしょう。だから、あなたのほうは軽ざめが悪い解釈だ。特に職権告示らしいなどというふうなことは、これは未練たつぷりじゃないですか。そんな議論を尽くした問題を、そういうふうなことを言うことはおかしい。それはともかくといたしまして、もしそういう医療機関、支払い基金等を通じてそういうトラブルが、現実には憲法や法律に基づいて権利を主張するという事態の中で発生いたしました場合には、厚生省としてはどのような行政上の措置をとるのか、こういう点をひとつ突っ込んで質問いたします。

○小山政府委員 先ほど申し上げましたように、さしあたりは医療機関あるいは支払い側といわれる団体とよく話し合つて、少なくとも当面のことはこの決定のとおり正しく行なわれるように、

それぞれ関係者に徹底してもらふということをやする、また現にやっているわけでありまして。そういたしまして、おそらく先生仰せのとおり、ある程度現地で困つた事態というものが起きることとは、十分覚悟しておかなければならぬと思ひます。そういう場合には、個々の問題に即しまして善処してまいりたいと思ひます。

○大原委員 たとえば県立病院とか国立病院、公的医療機関等においてそうですが、そういう立場の人は、公の立場に立ちますから、日雇い健保とかその他の関係者が、団体で患者と一緒に、請求書はこれだけいただきましたけれども、私どもは仮処分の精神に従つて差別を受ける筋合いではありませんから、これだけしか支払いませんよといつて現金を置いていったような場合には、強制執行その他のことをやるのですか。公の機関はどうするのですか。そういう問題が必ず起きますよ。私が言っているのはそのことなんです。

○小山政府委員 医療機関の支払いというのは、基金を通じて請求され、基金を通じて支払うわけでありまして。したがって、いまの問題は、そういう保険者と基金の問題になると思ひます。少なくともいま仰せになつた事例に関する限りは、これは政府管掌でございますので、当然金の支払いは社会保険庁でするわけでございますから、それは正しく支払いをいたします。

それから家族の問題については、これはやはり新料金の適用がある限り、その場において正しい料金を払ってもらわなければならぬわけでありまして。そういうことについてトラブルがあれば、それはやはりそのつど善処をしてまいらうというほかはないと思ひます。

○大原委員 そうしたら、そのときには、保険局長が見地の窓口に行つて、こうしなさいと言つて説得するわけですね。全国どこにでも行つて、ほかのことは伏せておいて説得するのですか。これはいへんです。四組合の場合は、家族については旧料金が適用になるのだから、その精神に従えば、国民健康保険だつて七割給付ですから、こ

の場合には、支払いの方法はそれぞれ市町村その他を通じてやるわけでしょうが、とにかくそういう事態が現実に起きるのです。そんなことができませんか。

○小山政府委員 私もちろんだめの事務担当者として申し上げているわけでありまして、私が動員できる事務組織というものを通じて、個々の問題についてそれぞれ善処をするということでございます。決して私自身が一つの問題にということではございません。それよりも、むしろ分相として、先ほど先生が繰り返し申されたように、大局的に事が解決するというに少しでも役立つようなことに全力をあげるというふうにならうと思ひます。

○大原委員 そういうふうにあなたの解釈と違つた措置をして医療機関その他に迷惑をかけた場合には、今度は厚生省のほうで訴訟を起こす番だ。訴訟を起こす番だが、たくさんあるやつに向かつてやつたつて、これは仮処分が出たらそのところだけですよとなつたら、ほかのほうは影響ないから、これはあなたらが裁判で争うといつたつて、なかなかできませんよ。そのことを私は指摘しておく。

それから診療機関のほうの日本医師会——もう一つ病院側の団体の決定があるわけですが、医師会のほうにおいては、理事会において、伝えるところによりまして、大臣が告示をしない医療費というものは認めるわけにはいかない、したがつて、四組合も全部新料金でもらいまして、こういうふうな態度を決定されて、窓口をピラを張られるやうです。これはまことに困つたことで、団体間の抗争が患者と診療側のトラブルにまで発展をするということになつたわけですね。これは非常に困つたことだと思ひます。一致すべき点について一致させないというふうなことをしたのはい体だれかというところが問題だけれども、ともかくも現実は困つたことになると思ひます。それに対しては、そこから起きてくる問題の処理をあなたはどうされますか。

○小山政府委員 先ほど申し上げましたように、さしあたりは医療機関あるいは支払い側といわれる団体とよく話し合つて、少なくとも当面のことはこの決定のとおり正しく行なわれるように、

それぞれ関係者に徹底してもらふということをやする、また現にやっているわけでありまして。そういたしまして、おそらく先生仰せのとおり、ある程度現地で困つた事態というものが起きることとは、十分覚悟しておかなければならぬと思ひます。そういう場合には、個々の問題に即しまして善処してまいりたいと思ひます。

○大原委員 そうしたら、そのときには、保険局長が見地の窓口に行つて、こうしなさいと言つて説得するわけですね。全国どこにでも行つて、ほかのことは伏せておいて説得するのですか。これはいへんです。四組合の場合は、家族については旧料金が適用になるのだから、その精神に従えば、国民健康保険だつて七割給付ですから、こ

の場合には、支払いの方法はそれぞれ市町村その他を通じてやるわけでしょうが、とにかくそういう事態が現実に起きるのです。そんなことができませんか。

○滝井委員 関連して。ちょっといま大原さんの質問をときれときれにしか聞きませんでしたから、あるいは重複するかと思えます。あるいははい、大原さんがやっておったところがそうじゃないかと思うのですが、四月二十二日の東京地裁のあいいう決定と関連をして、私五点ばかりちょっとお尋ねをしたいと思います。

なるほど法律論としては一つの筋なのです。したがって、この事態であなた方が手先でこの問題をやろうとしたって、もはや九千八百万の国民と、全国の十万に及ぶ医療機関がやるわけですから、なかなか上のほうだけではだめなのです。これはもう末端に行きますと、窓口で医療機関と患者という形になると、どちらが一体弱いかというと、患者が弱いのです。そうすると、旧料金なんかで

は私のほうは見ませんよ、文句があれば現金で全部お払いください、領収書を差し上げます、あなたが行って組合でひとつ交渉してくれ、こう言われたら、手が出ないのです。それは患者は、自分の命をこの医療機関でなければ預けられぬと思つて来ているのです。したがって、一体こういう四者の四様の考え方があるのに、あなた方が事態をどう収拾しようかというこの一点を、裁判とかなんとかに關係なく、まずいま現実立ってやらなければならぬのです。これを一体どうおやりになるのかという事です。これをまずここであなた方が全国に明らかにしなければいかぬわけでした。まだ日にちがありますから、これは二口か三日ぐらゐの間に關係四者を呼んで、やっぱり國が何らかの責任を持つてやるならやるといふことをやらなく、これはもう第一線で全く關係のない善良な被保険者と善良な医療機関がけんかをすることになるわけです。しかもその両者のけんかです。弱い立場の患者が負ける可能性が出てくるのです。だから、一体これをどうするのか、いろいろの法律論その他はあります。ありますけれども、この現実の弱い患者の立場に立つて事態を収拾をしておく必要があるわけです。これを一体どううあなた方は収拾しようとするのかということですよ。

○小山政府委員　その問題について、先ほど来木原先生と官房長官との間でいろいろと質疑応答があつたわけでありませう。それはそれで考えていくという考え方でございます。それから、いま先生がおっしゃつた問題については、掃するところ、やはり正しい取り扱ひを当面関係者がしつゝ、そ

の間に問題を解決するということ以外に、これは道がないわけでありませう。あえて異を唱えて、これはこうだ、あれはこうだと言ったのでは、およそ裁判所の決定そのものがじゅうりんされる結果になるわけでありませう。現実の問題としてそれぞれ主張したいということは、おっしゃるとおりよくわかるわけでありませう。しかし、あの決定の効力が四組組合以外に及ばないというのは、政府全体

を通じての確定的な解釈であるだけではなく、す
でに当面の決定そのものがそういう前提に立つて
行なわれているわけであります。そうだとすれ
ば、決定に従つてものを考えるという前提で考へ
るならば、当然まずそのことはだれも容認してか
らなければいかぬわけであります。ただ、政治
論としてというより、むしろ実質論として、それ
で政府としていいか、あるいはおまえたち当面の相
当者としていいかという実質論の点は、これはま
た別の議論でございしますが、それはやはり一つ一
つを当面片づけるというわけにはいかぬので、全
体的に解決をするという方向で努力をしようとい
うことを先ほど来申しておつたわけであります。

それ以外、臨時金庫が厚生大臣の告示をしない限りは適用がないというふうに言つてゐるのも、これも間違ひであります。あの決定そのもので、厚生大臣の告示というものは、四組合に関する關係において五月以降いわば凍結されたわけであります。そうして旧料金を動かすということにそれできまつたのであります。それ以外に厚生大臣が何か別個の行動をとつてあの告示を改正するとかしないという問題は、法律上の問題としては出てこないわけであります。ただ、しかし、おっしゃるやうにそういう見解があり、しかもおそらくそういう見解について一応顧問の法律家と相談を

てやっているという意味で、相当自信を持っているのでありましょうから、その点はきょうよく話をいたしまして、少なくとも法律の正しい適用としてはそうならぬのだということを徹底することによって解決をいたしたいと思います。

○滝井委員 四組合しか適用しないというのは、

政府全体の一致した見解でございますと、こうおっしゃった。そのことは、職権告示のときも、この職権告示が違法でないということ、は、政府全体の統一見解でございますということを予算委員会などでやっちゃった。その政府全体の統一見解がひっくり返っちゃった。そうでしょう。だから、そのこととはもはや国民の中に権威がないわけですよ。政府全体の見解だといっても、被保険者が、第二、

法治国家でありながら、そんなものだめだとおっしゃっている。医療機関もだめだとおっしゃっている。あなたの方の監督下にある公私の病院も、だめですとこう言っているのだから、だれも支持する人はおらぬ。あなたと二人しか支持していない。われわれも支持していないのだから……。だから、九千八百万の国民の中の九分九厘が支持しておらない。政府が言うのは、政府の一握りのところが支持しているだけであって、だれもそれは支持していない。それでしよう。それを権威として押しつけたのではだめなんです。だから、この場合は、法律論や何かといったって、麻のごとく乱れているのだから、私が言いたいのは、あとでもう少し二、三、三点問題は指摘させていただきますが、この際、あなた方は、いろいろな行いがかりを捨てて、やはり関係者全部一堂に集めて、そして政府が全部被遷をして、九・五〇分については判決が出るまで全部政府が持ちます、いまのところ解決方法はもうこれ以外にないのですよ。それだけの腹を政府がきめなければこれはだめなんです。本訴の決定が出るまでは全部それは政府で持ちますから、八とつ九・五でいっておってください、これなら全部納得する。これ以外にないのですよ。それをあなた方がじんぜん日を過ぎていっておれば——何だ、まだもう二つ、三つ問題がありますから、それをだんだん指摘していきますが、どうにも収拾がつかなくなるのです。いま麻のごとく乱れておるのが、もう麻どころじゃないです。だから、その目解をまず全部集めておやりになって、この際政府が全部負担をしましょう、御迷惑はかけません、本訴が出るまでの間はやります。本訴が出たあととは

もう一べんこれは問題が出てくるのです。神田厚生大臣、それはどうですか。

○神田国務大臣 そのまでは考えておりません。いま政府委員の述べたようなことで事を進めてまいりたい。しかし、いま滝井さんのお話にございまして、十分に関係とお話を進めて、何か妥結点があれば見出したい、そういう考えは十分持っております。

○滝井委員 その問題はちよつと残しておいて、次の問題に移っていきます。

それならば、一月か二月か三月か四月か本訴の決定が出ます。本訴の決定が出る場合には、二つの道がある。一つは政府が勝つた場合、一つは政府が負ける場合がある。四組合ということで限定をして議論をしても、四組合はこれから二月か三月か四月は旧料金でいっているが、政府が勝つた場合は新料金に返ってくるわけですが、この窓口の清算はどうしますか。政府が責任を持ちますか。その場合が一つ。それから政府が負けてしまった場合は、今度は患者側は、五月からその本訴の決定するまで二月か三月か四月か五月は、九・五をよけいに払ったことになるわけでしょう。だから、これは患者に返しますか。この解決を一体あなた方はどう見ておられるのですか。これを明らかにしておいてもらいたい。

○小山政府委員 本訴が確定して、政府側の主張が通つてという場合どうするかという問題、これは窓口の問題については、実際問題として医療機関の回収がなかなかむずかしいという問題はあろうかと思ひます。また、裁判の筋からいへば、それは個々に解決をはかる、こういうことであらうかと思ひますけれども、それでは問題は実質的にはなかなか解決し切れないと思ひます。その場合、少なくとも組合に対しては、被扶養者の未清算分といひますか、その分については、私どもが間に入ります、医療機関から一括した分の提示を受けて、組合側もそれを組合員から徴収しておきまして、一括して清算をするというように思ひます。これは十分な努力を払いたいと思ひます。

おります。

○滝井委員 そういうことが現実にはできませんか。それは四者四様な主張をしているのですよ。全部ばらばらですよ。これは観念論ではできませんけれども、現実問題としてはできない。今度政府が負けた場合はどうなりますか。負けた場合は、九・五全部払い戻しますか。医療機関はそれを取つてしまつておられるのですよ。

○小山政府委員 これも裁判のたてまえとしては、個々に解決をはかつていく、こういうことであらうと思ひます。しかし、この場合でも、ただいま申し上げましたことをまた逆にいたしました、なるべく組合がそれぞれの医療機関について、この分を一括して提示をする、医療機関は医療機関でこれを一括して処理をするということについて、当局が間に入つて問題が解決するように努力をすることにしたいと思います。

○滝井委員 大臣、お聞きのように、今度国が負けた場合は払うんですよ。医療機関のほうには保険者に払い戻す。それで国が勝つた場合は、今度は患者側が医療機関に持つていかなければならぬことになる。こんなばかげたことが一体できますか。そしてしかも一月から四月までの分は、もう新料金でいってしまつておられるわけですからね。それから先は、裁判の決定によつて非常に混乱が起るわけですよ。こういう不可能なことが——これは現実にもう不可能でしょう。ナポレオンでも不可能ですよ。いわんや佐藤さんや神田さんができるわけはない。そういうことを小山さんは頭の中ではできると思ひますが、現実にはできない。たとへばもう一つあります。そうしますと、新料金と旧料金でやる場合に、医療機関——これは新料金というものは、入院に非常に重点を置いたわけですよ。給食の関係その他は旧料金でまかなうことになる。だから、質を落とさなければならぬ。こういうこまかいところまで指導なんというものは絶対できないですよ。もうこれは答弁は要りませんが、そういう場合は非常に不可能です。四組合に限つた場合でも、問題が出てくる。もう一

つ重要な問題がある。四組合の中で、生活保護法と結核予防法と精神衛生法の併給をした場合に、生保はあなた方は新料金でいくでしょう。四組合の負担するものは旧料金でしよう。これは一体請求する場合にどうして請求しますか。生活保護法や結核予防法は新料金と、いま政府は言つておられる。そうすると、四組合でこれが併給になった場合に、一体どういうことで請求しますか。

○小山政府委員 その場合のやり方は、すでに同様の場合に比すべきものが、三十六年の初めと、それから今度の場合、一日から十四日までの分についてあり得たわけでありまして。一人の患者が医療機関にかかった場合に、その人が窓口で払う分は旧料金で処理をし、それから保険者を通じて支払う分は新料金で処理をする、そういう処理をしておりますので、同様に考えて処理をすればいいわけでありまして。非常に複雑ではございますが、できるわけでありまして。

それからなお私、先ほど来先生が仰せのとおり、いろいろの問題が出てまいらうと思ひます。しかし、その議論は結局どういふ議論に通ずるかといへば、こういう立法行為であつて、国民全部に平等に適用するといふ性質のものについて、特定のもののについてだけ効力を停止したり、あるいは停止しなかつたりといふ、そういうことが裁判上できるかといふ争つておられるわけの争点にかかわる問題でございます。これはひとつ裁判所において最終的な結論をつける、こういう考えでいるわけでありまして。

○滝井委員 法律的にはこれはできるわけですよ。それは一枚の紙の裏と表をはがすことが、非常にミクロスコピーにやれば可能ですよ。しかし、そういうミクロのことは、顕微鏡の世界であり、われわれの頭脳の世界で、現実にはそれはなかなかできかねるところがあるわけですよ。そういう問題と同じです。いまの問題は、したがつて、もはやこれは法律論とか観念論ではいかにないので、現実の政治論で片づけざるを得ないところになっていくわけですよ。その政治的に片づけなければならぬものを、政府が、自分の財政負担があるために、いつまでも周章ろうばいをし、決断をにぶらしておれば、この問題は末端で非常に大きな混乱を来たすといふことを私は言つておられるわけですよ。だから、この際私は、幸い連休の間でも、政府は勇断をもつて関係者を集めて、そうして額を集めて、お互いにはない知恵をしぼり合つてでも、これはやはり解決しなければいかぬと思ひます。そうしないといふへんです。

もう一つ、この問題にたいへんなものが重なつていくのです。何が重なつてくるかといふと、これは御存じのとおり、健康保険法の改正が通つていないわけですよ。そこでちよつと本訴の出るころというのは、これはわれわれが常識的に見ても、早くても一月か二月か三月か。ちよつとおくれば三四月か五月か六月か。そうしますと、その時期が七月か八月になるわけですよ。一体七月、八月という時期は何の時期かといふと、いまの健康保険における予算を組んでおられるだけでは、法律の改正がないんですから、金がなくなつてしまふわけですよ。健保財政に金がなくなつてしまふわけですよ。健保財政は、こつと借り入れ金の利子は幾ら組んでおりますか。政府管掌で一体幾ら組んでおりますか。

○小山政府委員 十六億でございます。なお七月、八月はまだ支払いに支障は生じません。これは社会保険審議会においていろいろと質問がございまして、その際に社会保険庁の当局から明らかにいたしました。そういう事態が起きてまいりますのは、十月ごろでございます。

○滝井委員 現実に支払いが遅延しておるのですよ。すでに現在支払いが遅延しているのですよ。そうすると、十六億だといふことになりまして、もう七月でなくなつてしまふのですよ。

○小山政府委員 これは、滝井先生少し前の事態を頭に置いて言つておられると思ひますが、確かに三月の末には、一時資金がなくてやや支払いが遅延いたしました。これは四月の二日に金の受け入れを行ないまして、全部清算をしております。自後おくれはございません。

じゃないか、こういう問題です。これは設置法と離れた問題ではなしに、これは設置法で議論して足りない点があるのじゃないか、こういう点であります。そこで順次そのほうへ質問を進めてまいります。私は前の質問の続きの都合上、やはり社会保険審議会で議論になっておいて——これは社会保険審議会の場所ではなくて中央医療協の場所という問題で、中央医療協は事実上再開されてないが、官房長官が指摘いたしました薬価基準の問題、業務行政をめぐっての機構について、厚生大臣がしばしばこの国会における、いまだかつてないこういう業務行政、医療行政についての討論の中で、御答弁になったことがあるのです。だから、そういう問題について、どのような機構改革をお考えになるのかという点を、私はこの次の行政について聞きたいと思う。これは大まかな点ですから、最初に厚生大臣のほうから大まかな点を聞いて、私は逐次問題に触れてまいります。

○神田国務大臣　ただいま御意見がございました

葉仙行政の問題でございますが、御承知のように、葉仙行政はなかなか複雑でございますして、しかも葉仙法の改正も先般行なわれたままになっております。特に今年は、国会におきまして、いまお述べになりましたように、葉仙問題、葉事問題等を加えまして重要な御論議のあったことは、お話のとおりでございます。私どもといたしましては、今日の葉事法がどうあるべきかというような問題、同時にまた保険に取り入れる葉仙の問題、こういうことも、いろいろ国会に御批判、御意見がございましたことを参考といたしまして、ひとつ十分これを検討してまいりたい。そしてりっぱな葉事法、また同時に保険に取り入れるべき葉仙問題、葉仙基準として考慮いたしたい、かような所存でございます。

○大原委員 私は結論で、私の議論の中で出てきた一つの案を申し上げるのですが、これはあとにいたしましょう。

話が少し飛躍いたしますが、先般の予算委員会で、佐藤総理大臣が非常に注目すべき答弁をして

いるのです。これは二つあるのです。私の質問に對してよりも、河野委員の質問に對してあるので、その一つは、現在ばらばらに分かれておる保健者を統一するという問題、それから医業を分業するという問題について、相当長々と所信を述べられた。これは私はどこで総理大臣は御勉強強くなったのかわからぬが、この問題はあの場所ではあのとおり済んだのですが、これは非常に大きな今日までの問題であるし、今後の問題はこの問題を離れては議論ができないような問題でもある。私は、武見会長の意見を一から十まで支持す

るわけではない。ずいぶんあれは失敬な人だと思

うけれども、しかし、医療技術を尊重するという彼の徹底した考えは、私はある意味においては理解できる。ただし、それについての周辺のいろいろな議論は、ずいぶん矛盾があると思うから、理解できない。医療技術を尊重せよということとは国民の立場に立って考えてみても、これは理解ができるのです。いまスクータードクターといつて、三、四十のお医者さんがスクーターでかけ回って、そしてじゃんけん件数をかせいでもうけをやる。それがもうけがしらになっている。こういうことです。これはおかしい。良心的な医者からも、やぶ医者からも、どんどん投書がきて、意見を聞くと、やはり技術が尊重されて、良心的な医者、技術のひいでた医者がもうかる、繁盛す

るような仕組みが望ましいという。これは国民の

立場に立つても同じです。いままでは、三分分の薬があればいいというのに、国立病院でも、一週間か十日分出してもうけている。それを病院や団体や患者を調べてみたが、半分くらいしか飲んでないというのがほとんどであるといわれている。そういう医療費の増大や医薬品の乱費を防ぐ——これは患者にも、誇大広告その他にも、問題はあり、議論したいところでもあるのですが、そういう点からいっても、私は医薬分業の問題は問題だと思う。これについての具体的な議論は言わないが、問題だと思う。総理大臣は、それについてはこの間相当はつきりした議論を議事録に残しておられ

る。私にあつて速記を見ましたが、これは一般に新聞報道その他になつたから、あまり出なかつたけれども、保険団体の一元化の問題で、どういふ均等にしていくかという問題の非常に大きな二つの点を、河野委員の質問に対して総理大臣は提起しておる。突つ込んだ議論はなかつたから、問題にならなかつた。総理大臣のあの答弁は重要であると思うし、あと質問することに關係があるから、責任官庁の厚生大臣は、どういふふうに考えられるか、念のために聞いておきたい。

○神田国務大臣　いまお尋ねございました問題

は、非常に重要な大きな問題であり、また私は、日本の医療のあるべき姿を端的にお話しになった点だと思っております。実は佐藤内閣ができました、主管事項の説明の際にも、厚生省の割り当ての際に、総理にいまお尋ねございました点二つとも、私詳細申し上げております。実は総理も、非常にその方面の造詣といいますが、そういうお気持ちを持ってやったことにつきまして、私も非常に共鳴と申しましようか、畏敬を深めた次第でございます。日本のいまの医薬分業につきまして、いろいろのしきたりと申しましようか、経過はございますが、私は、やはり方向として、これはそうすべきである、そうあるべきであるということにつきまして、全く同感でございます。いつ

やるか、どうするか、どうしてやるかというこ

とがむしろ問題であつて、これは先般も薬剤師会からも、私のほうに早く実施してくれないかという請願も受けております。医師の処遇というものは、いまでもお述べになりましたように、技術を尊重していく、技術を立てていく、そういうことにして、国民の健康を守つていただくのでございまして、やはり名医が繁盛すると申しましようから、尊敬されると申しましようか、立つていくといふことであるべきものであると思います。それが、長い間の保険制度のいろいろな仕組みが、薬剤で収入をはかるような面が出てまいりましたことが、今日の保険制度を災ひしておるのではなかつ

ろうか。この点については全く同感でございます。そういう意味で、今度医療の根本問題に触れる調査会が発足してまいっておりますが、また政府側においてもそれをつくるといっておりますから、近く発足すると思いますが、そういう場合に、これはひとつ大きく取り上げていただいて、そして医薬分業制度を、外国の先進国並みの長所を取り入れまして、また日本の実情も織り込んでまいりたい。名医が十分安んじて研究もできれば、診療もできる、こういう仕組みにひとつ持ってまいりたい、あるべき姿にいたしたい。全く同感でございます。

それから保険の統合の問題でございますが、日

本の保険は、やはり歴史的過程をもちましてそれぞれ発足してまいっておりますが、いま国民皆保険になつておりますから、いまのような健康保険の問題、それから地域保険の問題というのは、少なくともこれをみんな一本にしてしまふということとは、将来の理想といたしまして、市町村単位での保険を府県に統合する、また将来国で統合するなり、これはいろいろ研究の余地があらうと思ひますが、格差が大きき出ていますから、国民保険をいまの市町村のままに持っているということとは、第一の使命は終わつたんじゃないやろうか、こゝういふ考えを持っております。それを少なくとも府県単位、行く行くはやはり国が見ていく。そう

いう場合には、保険の統合といえますか、一木化

すべき問題ではなからうか。これはぜひぶん先の問題でございますが、そういう方向で国民が皆保険に恵まれて、皆保険で平等な扱いを受けていく。トラブルのないようなものにしてしよう。しかも、医薬分業がその前に発足いたしておりますれば、日本の医療制度のいまのようなトラブルも、したがつて少なくなっていくのではなからうか。私もこういう考えを持っております。全く同感でございます。

○大原委員 それでは、本会議の時間も参りましたからなんですが、非常に重要な御答弁であります。この点はいろいろ意見もあるし、反響もある

でしようが、厚生大臣自体は、医療保険を処理するために、いますぐやめてもらわなければならぬが、その意見だけは具現してもらわなければならぬ。それはそうとして、とにかく厚生大臣が一年ごとにかかわるというふうな、そういう伴食大臣であつてはいかぬ。そういう方針はいけない。こ

ういう点はひとつ別の議論といたしまして、いまの議論で保険を統合する場合だつて、政管とか日雇いと国民健康保のような低所得階層をどうするかという問題が一つある。それから医業分業の問題でも、農村と都市とをどうするかという問題がある。それから外科とか眼科とか歯科とか、そういうふうな技術の問題で、たとえば盲腸なんかも外科手術であつて、ネズミや動物を手術するのと同じような手術しかとらぬという、いまのよう

な技術料はおかしいんだ。看護婦が一ぱいしかつてやつて、命を的に手術をやっているようなものを、三千円や五千円や一万円というのではおかしい。そういういろいろな問題があるでしよう。あるでしようけれども、その前提に立ちながらやるのだったら、業務行政については医療費の問題と関係が深いけれども、私はこの際大いに議論をして、機構の問題、設置法の問題についても、こ

らで結論を出すべきときがきておるのではないか。これは問題点を指摘いたしますと、時間内に限りありません。

時間も参りましたので、以上の問題を指摘をいたしておきまして、あとひとつ理事間で相談していただきまして、質問を続けていくならばいい、こういうふうな趣意を述べたい。設置法自体についても、内容に関連しての議論がたくさんあるのですが、以上をもちまして、本会議の時間が来ま

したので、一応私の質問を終わります。

○河本委員長 本会議散会後再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後三時二十六分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。田口誠治君。

○田口(誠)委員 ただいま理事会でも長時間いろいろ話し合いをされて、きょうはいろいろと先生方にも計画がございまして、なるべく簡単に、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案に対して質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一問といたしまして、昭和二十二年当時の、これは半年くらいは違つておりましたが、よろしいですけれども、小作地面積が耕作面積に占める割合がどれだけあつたか、この点からひとつ伺ひをいたしたい。

○八塚政府委員 小作地と自作地の面積の比率でございまして、昭和二十二年におきましては、総耕地面積が五百一十二万二千歩、それに対して自作地が三百三十三万二千歩、小作地は百九十八万一千七百歩。これは一九六〇年の農業センサスの内容でございまして、統計によりましてはやや数字が違つた場合があるかと思ひますが、概略五のうち三対二という比率になつております。

なお、つけ加えて申しますと、昭和三十年におきましては、総耕地面積が五百一十八万四千歩余に對しまして、自作地が四百七十一万四千歩余に對して、割合にいたしまして、大体九一歩が自作地になり、約九歩が小作地になつております。また、三十五年には小作地面積がな少なくなりまして、現在では総耕地面積に對しまして約六・七割程度の小作地が、なお残つてゐるというふうなことになるております。

○田口(誠)委員 ただいまの答弁を聞いておりますと、私の質問に対して若干聞き間違えがあつたかと思ひます。私がお聞きいたしましたのは、小作地面積が耕地面積に占める割合がどの程度あつたかということをお聞きしておるのです。

○八塚政府委員 ただいまお答えいたしましたのは、実はそのつもりであつたわけでございますが、

が、小作地面積は、総耕地面積に對しまして昭和二十二年では三九・五割、約四〇割、絶対値で申しますと、総耕地面積が五百万歩に對して約二百萬歩の小作地があつたわけでございます。

○田口(誠)委員 その資料はどこで収集された資料ですか。

○八塚政府委員 私どものいま持つておる数字は、農業センサスで、農林省のほうの統計資料でございます。

○田口(誠)委員 農林省の資料は、各市町村をおそらく調査されたのだと思ひますが、これは数字が違つたわけですか。だから、おそらく省のほうで調査された資料が残つておると思ひますけれども、どういふ方法で調査されたかということについて数字が違つておるのではないかと、その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○八塚政府委員 先ほども申し上げましたように、これは五年ごとによりまして農業センサスの数字でございまして、ただ、二十二年當時は、現在行なわれておりますような農業センサスではございませんで、當時のいろいろな資料をもとにしまして一応推定をいたしておると思ひます。やはりお答えいたしておりましたけれども、全体としてこの数字はおおよそ違つていないと思ひますけれども、統計によりましては、當時のことでございまして、やや違つた数字のあるものもあるかと存じます。が、具体的に御指摘いただければ、そういう数字の相違については、詳細にまた検討いたしますし、お答えをいたしたいと思ひますが……

○田口(誠)委員 そこで、各市町村の農地委員会がこの農地の問題を最終決定をされた総坪数、こういうところから資料を合はしていただければ、私の申し上げる数字が違つておるといふのは、パーセンテージを申し上げておるのです、そこにおそらく相違があるかと思ひます。

それで、今日その点についての答弁が明確にできなければ、次の質問の時期に資料として提出をしていただければよろしいと思ひます。きょう答弁

していただければ、答弁をしていただきたと思ひます。

○八塚政府委員 私どもの数字はあまり間違つてないと存じますけれども、なお、具体的にその他の統計資料等いろいろ検討して、後日答弁をいたしたいと思ひます。

ただ、いま先生のお話しになりました各町村ごとの農地委員会のいわゆる解放実績というものは、一応これを農林省で公定版にいたしておるわけでございますが、これがやはり総数として百九十三万三千歩というふうに出ております。つまり當時の所有されておりました小作地で、自創法によるいわゆる解放の対象になつて、それが実行されたのが百九十三万歩、約二百萬歩近くあるわけでございます。日本の総耕地面積は約五百萬歩から、その後転用、転売あるいは干拓地の造成等であつたり、減つたりいたしておりますけれども、大体五百萬歩から六百萬歩の間に

なつておりますので、具体的にこまかくは資料を突き合せてお答えしたいと思ひますが、大体五分の二は小作地である、逆にいうと、地主の所有地であるというふうに申し上げていいかと思ひます。

○田口(誠)委員 室長の手元にある資料は、これは最終的な数字であつて、その数字がどうして取られたかという、その基礎がわからないわけですか。だから、私の調査しておりますものとパーセンテージの上において相違があるわけですか。當時の解放総面積は、これはおそらく数字的には相違はないと思ひますけれども、ただいま第一問として申しました質問の内容からいいますと、相違があるわけなんです。こういう点につきましては資料を求めたいと思ひますが、次の質問の時期までに資料の提出をお願いしたいが、よろしゅうございませうか。

○八塚政府委員 資料は、この次までにできるだけ整えて、お出しをいたしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 いままでの資料要求に、できるだけという表現の答弁というのはあまり聞いたこ

とがないのですが、これは自信がないからということなんでしょうか。それとも、それを調査するのは相当日時を要さなければならぬから、ただいまのような答弁になったのか。その点も確認しておきたいと思うのです。

○八塚政府委員 いま田口先生から御要求のありました資料については、確かにすぐこの次の審議までに出しをいたしたいと思ひます。たまたまできるだけということばを使ひましたのは、その他の関係資料もできれば出したというふう存じましたので、申し上げたのでございませう。

○田口(誠)委員 その他の関係資料云々と言つて答弁をしようとするにやめてみえますが、それはあなたの答弁によらずにやめてみえておきますけれども、私のほうから資料を要求したものは、それはそのまま答弁していただき、資料を出していただくなればならないと思ひますので、念のためその点を申し上げておきます。

そこで、昭和二十二年八月一日現在でございますと、資料が一番整うかと思ひますが、その当時自作農が何%あつて、そして自作を主にしてやや小作をやつてゐるの何%、それから小作が主であつてやや自作もあるというの何%、それから完全に小作農であつたのは何%、この点の数字をお示しいただきたいと思ひます。

○八塚政府委員 ただいま手元に二十二年がございませうが、二十五年、三十年について申し上げますと……

○田口(誠)委員 あとはよろしいです。ただいま私の質問申し上げておりますことは、農地解放をされた当時の数字と、そしてその後一年たち、二年たち、こういうときの数字、それから農地解放が終わつたときの数字が完全にどうなつたかというところについてお聞きがしたかったので、資料として一番政府のほうでとりやすいのは昭和二十二年の八月がとりやすいと思ひますので、協力をして質問申し上げておるのであつて、その数字がわからないということになりますれば、これはま

た資料要求をお願いをしなくてはならないです。○八塚政府委員 二十二年につきましては、ただいまはございませうが、二十二年についてはできると思ひます。二十八年につきましては、確かにお話のように、二十八年は二十七年までの旧自創法が失効したときでございませうから、農地改革は一段落ついた時期でございませう。ただ、その時期につきましては、直接そういう形で調べたものはないので、三十年の農林漁業センサスで調べた数字がございませう。したがひまして、資料としましては、二十二年については、戸数につきましては昭和十六年、つまり農地改革前の数字と、それから二十五年と、それから三十年というふうな戸数についてはございませうが、それ以外につきましては、ちよつとあるかないか、もう一べん調べてみたいと思ひます。

○田口(誠)委員 それはあります。二十二年、二十三年、二十四年と、解放された年度ごとの、二十二年にはたゞいま質問しました内容のパーセンテージがどうなつておつたか、解放の作業が進んで、そして二十三年にはたとえ自作農が何%に作業が進んでおる、二十四年にはどれだけ進んでおる、こういうことが、これは資料としてできておるはずでございませう。したがひて、最終段階にきまして、ここに提案されておるこの内容に数字的に入つていかなくてはなりませうので、私はそういう順序で質問を進めていきたいと思ひます。その数字がわからなければ、最終の数字をあなたのほうからお示しになつても、私どもの調査をしておるものと食い違ひができては、これは補償する金額においても大きな相違が出てくるのではな

いか、こう考えられますので、今日答弁ができれば、ただいま申しましたように、農地解放の作業に取りかつた年から終つた年まで年度別に、自作農をしておつたパーセンテージ、主として自作農をしておつた小作農をしておつた人、主として小作農をしておつた自作農が少しある、そして完全に小作農をしておつたという、こういう四つに分けて数字をひとつお示しをいただきたい

い。それはきようはできませんか。○八塚政府委員 ただいまはちよつとできかねます。○田口(誠)委員 私が質問してこうとすること、それは、そうした数字を承つて、そして私のほうの調査したものとお照し合せて、大きな相違のないものはそのまま質問を続けていこうと思ひますけれども、途中でまた一番最初から答弁のできないようなことになりましたれば、これは質問を続けてみましても、私、むだであらうと思ひますので、先ほど理事会でも、きようはいろいろな諸事情で簡単に質問をしてということになつておりますので、政府のほうに準備がございませうでしたら、この辺で私は質問を終わります。そして次の審議をするときには、ひとつ政府のほうでは十分こうした数字的な資料も持つてきていただいて、そして質問に答えていただきたいと思ひます。

○八塚政府委員 ただいま御要求のありました資料につきましては、たとえ二十三年、二十四年というふうな、十六回にわたつて買収が行なわれたわけではございませう。ただ、その年々の買収の実績というものがつきましては、各府県からの調査の集計等につきまして、最終的に三十一年の結果としてどういうふうになつたかというの

はただいまも持つておりますけれども、そういう年次ごとののはたゞいまもございませう。なお戻りました資料に当たつてみたいと思ひます。○田口(誠)委員 それは政府のほうでないと云われましても、それは数字は出てゐるのです。だから、私は、私の調査をしたものと数字を照らし合せてみたいと思つて質問申し上げてゐるのですが、これは委員長、どうですか、こういうような状態ですが、ゆつくりと政府のほうで資料等を整理していただいて、そして私のほうも、私のほうの質問申し上げたことが一つも欠けてはならぬという、そういう考え方で言つてゐるのではありませうけれども、いまのところでは全然これは話にならぬ。だから、きようこれ以上だんだ

んとむづかしい質問をしていつても、これは答えられないというところは、もうこの時点ではつきりしてゐるわけなんです。だから、もう少し政府のほうで答弁準備をしていただいて、次の機会にひとつ御答弁をしていただく、こういうことにお願ひいたしたいと思ひますが、これより方法はないと思ひますが、委員長いかがですか。○日井政府委員 資料の問題でございませうが、いま調査室長の申し上げましたように、一応十六年、二十五年、三十年、三十五年と自作農別農家の戸数の数字はございませうけれども、しかし、毎年ごとのがたゞいま手元にございませうから、至急これは調査いたしまして、資料として提出をいたしたい、かように考えますが、おそらく農林省のほうでは、そういうものは詳細にあると考へます。

なお、いろいろほかのたくさん御質問もあらうと存じますから、ひとつどうぞ續いて御質問をお願いしたいと思ひます。○田口(誠)委員 いまの総務長官の答弁は一応了解をいたしまして、そして今後の審議に支障のないことを期待をして、きようはこれで質問を打ち切りたいと思ひます。きようは質問を打ち切つて、これはいづれにしても質問は留保してきておきますから……

○荒松委員 議事進行。ただいま総理府として資料がそろつておらない。まことに遺憾ですが、ひとつ次会までには、田口委員のたゞいま資料提出という強い希望がありましたので、これはぜひひとつで得るだけ総理府といたしましてあらゆる手を尽くして、資料の提出をお願いしたいと思ひます。委員長においてさよう取り計らい願ひたいと思ひます。

なお、社会党さんせつかくの質問でございませうので、續けて質疑を願うようにお願ひします。資料以外のをひとつ……

○河本委員 田口君、いかがですか、資料を必要とせられる以外の御質問をせられたらいかがですか。

○田口(誠)委員 ちよつと窓口で話し合いをしていただきます。速記はやめておいてもらつて話し合いをしてもらいますが、私の質問をしようとするのは、全部きょうは数字的にお聞きしなくてはならぬ。だから、きょうの態勢では、これは不可能です。そういうことで自民党さんのほうもひとつ了解してもらいたい。

○荒船委員 議事進行。そうすると、社会党さんのほうは、これできょうは質疑をいたさない、こういうことでございませうか。

○田口(誠)委員 きょうは、農地の問題に対する質問は、質問順序等を長々と理事会で議論をいたしまして、どうしても社会党のほうできょうやつてもらいたいという強い要望もございまして、それでは、私は数字的にいろいろ調査をしておるものがあるので、たつての要求であれば質問をしましょう、こういうことになつて、ただし、きょうはこういうそれぞれ先生方の計画もございまして、先生方の要望でございましたので、その要望にこたえて質問にかかりましたけれども、まことに残念でございます。質問を打ち切らしていただいて、そして次会から慎重審議でこの問題は十分にひとつ御質疑をさせていただきますことを委員長にもお願いをして、質問を終わらしていただきます。

○荒船委員 議事進行。遺憾ながら、資料が整わないために、田口委員の質疑は別といたしまして、社会党さんも慎重審議ということで、たぐさんの委員の質疑があるようでございますが、きょうはおやりにならないのでございませうか。——社会党さんは遺憾ながら質疑がきょうはないようでございますので、そこで、先ほどの理事会並びにこの一週間ばかりの理事会でいろいろ審議をいたしましたことは、各党とも、この問題については慎重審議すべしという御発言がございました。もちろん、われわれもそういうつもりでおるのでございませう。したがって、きょうは、三党間の理事の話し合いで、社会党さんが質疑を打ち切られまし

たら、次に民社党のほうから質疑があるはずでございますが、遺憾ながら、いまお見えにならないようでございます。そこで、遺憾ながら民社党さんの御出席がおいようでございますから、民社党さんが出席するまで、永山委員の質疑があるようでございますから、順序を振りかえて、永山君の質疑を許可されんことを望みます。

○田口(誠)委員 議事進行。まあ残念ながら、私の質問はこういう経過で本日は打ち切りとなりまして、引き続いて自民党さんの永山先生が質問されるようでございますけれども、これは先ほど理事会でお約束いたしましたように、なるべく短くしていただいて、ばくはきょうは四時に終わるつもりです。それから、そういうことで各先生方がいろいろと計画しておられることに支障のないように、そこは大先達の永山さんだから心配ないと思いますが、そういう点を議事進行で申し上げて、永山先生の質問を承ることにします。

○河本委員長 社会党の村山喜一君外八名の諸君から質疑の通告がございませうが、本日は御質問ございませうか。

○山内委員 議事進行。ただ、そうすると、先ほど理事会でできたことが、そういう確認のしかたをされると、こわれてしまふわけですね。私どもは、建設省が残つておる、厚生省が残つておる、これも成立させる義務があるわけですよ。それを強引に、中間にこれをはさんでおるわけだ。ですから、やるのならば、建設省、厚生省で質問させていただきます。

○荒船委員 議事進行。山内委員の御発言もございませうが、きょうは先ほどの理事会で、社会党さんの質疑が農地についてあり、続いて民社党さんの質疑があり、「ノーノー」それは違ふ。そういうような話し合いではない。」と呼ぶ者あり。わが党の質疑もあるということでございます。しかし、残念ながら民社党さんが出てまいりませんので、振りかえて永山委員から質疑を願いたいと思ひます。

○村山(喜)委員 議事進行。ただいま荒船委員の発言を聞いておりますと、理事会におけるところの話をゆがめられてお話しになっておる。それは、そういうような話を荒船委員自身がされたのではない。荒船委員は、とにかく社会党に、まず農地の問題で入つてくれぬか。そして田口委員がそれを引き受けて、資料の要求等を、関連をいたしますのたゞだいま発言をいたしたわけでありませう。そのあとに時間があつたら建設省の審議に入つたらいよいよいいか、こういうようなことを言われたのは、荒船委員自身が、みずからのことばとして言われたのです。きょうのこの委員会において、まず社会党がやつて、その次に民社党がやつて、次に自民党がやるというようなことを理事会でできた覚えはありません。そういうように一方的に運営をされるのであれば、われわれとしては、こういうような議会運営については信を置くことはできません。われわれとしては、こういうような委員会の運営を委員長がおやりになるのであるならば、重大な決意を持つてゐる。あなた方がそのような方針でやられるのだったら、これは問題ですよ。だから、休憩の動議を出します。

○荒船委員 議事進行。私の動議が早いのでございまして、実は衆議院の規則もございませう。そこで理事会は非公式でありますから、だれがどう言つたとか言つたとかいふような議論も、非公式でございませう。したがって、まあ議事は円満にいくのがいいのでございまして、そういう意味からいたしまして、実は民社党さんの質疑がなければ、わが党の永山委員が質疑をするようになっておりますので、社会党さんにも何分かがまをしてお聞きを願う、こういうことでひとつ議事を進めていただきたいと思います。

○大出委員 議事進行。先ほどの理事会のやりとりからいいますと、最初荒船委員のほうから、きょうは両社から質問をしていただきたいという話がありましたが、多少民社の皆さんのほうの意見も入りまして、きょうは受田さんもおられないというところで、きょう質問するわけにはいかないと

いう明確な意思表示が、民社のほうからあつたわけですね。それならば、とにかく社会党から質問に入つてくれ、民社の皆さんはきょうはやれないというこの問題を含めて、まず社会党から質疑を始めてみる間に窓口等で相談をする、こまめしかままつていない。そうすると、それが最後の結論なんだから、いま田口さんが決定どおりに質問に入つたところが、政府委員の皆さんのほうで資料がない。坪幾らという単価があつてのことなんだから、その坪数についての資料がなければ、審議ができない。だれが考えても、これは世の中の常識だ。千四百五十六億もかかるのですから……。

○河本委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○河本委員長 速記を始めて。
この際、暫時休憩いたします。
直ちに理事会を開きます。
午後四時一分休憩

午後四時三十分開議
○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。永山忠則君。

○永山委員 本法案による給付金の具体的内容についてまずお尋ねをいたしたいと思つてございませうが、本給付金は、農地改革すなわち旧自作農または農地法施行によりまして農地を一畝以上買取された者に支給することとしてゐるのでありますが、なお、このような農地被買収者が本法施行前に死亡したり解散したりしている場合には、その遺族または一般承継人に支給することにしてい

ますが、外国人や政令で定める一定の法人には支給しないこととしていますが、この点に対してはお問い合わせをいたしたいのであります。

○八塚政府委員 この法律案の理由はすでに御承知のとおりであります。それに対しては、外国人は、これは本来この法案の趣旨はすでに御説明ございましたとおり日本の国内問題でありまして、外国人は省いてあるものでございます。なお、一定の条件に該当する法人は政令で除外いたします。それは、この法案の趣旨がやはり、心理的影響を農地改革で受けた——もちろん農地改革には貢献いたしておりますけれども、心理的影響を受けたかどうかということも重要な基準になっておりますので、あまり大きな、つまり会社等をこの対象にするのは妥当でないというふうに考へて、大体個人に準ずるもの以外の法人は除きたいというふうに考へておる次第でございます。

○永山委員 政令で定める一定の法人というのは、大体どのくらいをお考へですか。

○八塚政府委員 まだ最終的に決定をいたしておりませんが、たとえば株式会社等におきましても規模の小さなもの、この規模の小さなものをどういうふうに限定していくか、これはなかなかむずかしいのでありますが、現在なお検討いたしております。御承知のように、株式会社でありまして、個人の色彩の非常に強いものがござります。税法なんかでも、たとえば同族会社というふうなものとは株式会社の中でも別な取り扱いをいたしております。それを直接というふうにはまだきまつておりませんが、そういうことを加味しまして政令で定めていきたいというふうに考へております。

○永山委員 給付金額は被買収農地一反当たり二万円としておりますが、被買収面積が一町をこえたときにはこの二万円を一定の割合で通減することとしておるのでございますが、その一定の割合とはどういう計算になっておるか、また、これらの計算の結果、給付金額は百万円をこえるときに

は百万円で頭打ちになっておりますが、その百万円という基礎数字を出した、頭打ちにした理由、並びに、被買収面積が一反未満の場合には一律一百万円になっておりますが、いまの方針をお定めになりました理由をお聞きしたいのであります。

○八塚政府委員 割合につきましては、法律案の第六条にござりますが、一町以下の場合には百分の百、一反二万円でございます。もちろん一畝未満はなしというのが前提でございます。それから、一町をこえ二町以下、これは百分の五十、したがって一町以下というところになるわけでありまして、それから、二町をこえ三町以下の面積は百分の三十、六千円ということになるわけでありまして、三町をこえますと百分の十で二千円ということになります。これは法案の中にもござりますが、畑は田に換算をいたしますので、いま申し上げましたのは田の面積の場合でございます。そういう計算をいたしますと、田で三十五町歩買収された方がちょうど百万円になるわけでありまして、言いかえますと、三十五町歩以上の方は百万円で頭打ちになるということになります。

ただいま仰せになりました、それではなぜ百万円で頭打ちをするのかということでございますが、これは、この法案がもとと買収された農地の価格の補償ということではございせん。補償であれば当然面積に比例してそれだけ追加払いをするということに相なるわけでございますが、これは御承知のようにいわゆる報償でございます。政府の気持ちと申しますか、報償の趣旨というものは、ある段階まで差し上げればそれで意思は通ずるのだということでありまして、逆に申しますと、あまり金額の多い旧地主の方にそれに対応してどんどん出していくということになります。まさに価格の補償というおそれが出てこないとも限らないのであります。そういう意味で、百万円というところで一応限度を設けたのであります。

それから、先ほど申し上げましたが、一町以下は一反歩二万円というふうになっておりますが、一反歩以下は一万円ということになっておりま

す。その理由いかんというお話でございましたが、これは、いまも申し上げましたように、補償ではなく、したがって厳格に面積に比例をさせないほうがよいということがありまして、かつ非常に大量の方に差し上げるということになっておりますので、一般的に反以下は切り捨てになっております。計算をします場合には反以下は切り捨てるというところで計算することになっておりますが、しかし、零細な地主の方もおられる。したがって、一反未満を買収された方は全然これの対象にならないということ、やはり、零細な地主ではございまして、農地改革に相当貢献されたという点から、これを端数計算のように落とすというわけにはもちろんまいりません。したがって、一反歩以上は一反につき二万円、一反歩未満の方は、これは散歩になり、九散歩の方もあるいは四散歩の方もおられますが、平均しますと五散歩になる、したがって、二万円の半分で一万円というふうに考へたわけでありまして、た、御承知のように、一般的にはこれは十年償還になっております。ただ、一反歩未満の方につきましては五年以内償還ということと償還期限を半分の期間にいたしております。したがって、一反歩の方が二万円でありまして一年に二万円、一反歩未満の一万円ですと、やはりこれは五年でございまして一年に二万円というところで、バランスをとっておるわけでございます。

○永山委員 通減率を設けられた点もやはり頭打ちをされたと同じような意味を持っておるのではないのですか。

○八塚政府委員 いま先生のおっしゃいましたとおりの意味で通減率を設けた次第でございます。

○永山委員 次に、畑が六割で、北海道の農地については一定の割合を乗ずるということになっておるのでありますが、この基準はどういうような考へ方をつくったのでありますか。

○八塚政府委員 実は、これも御承知だと思ひますけれども、農地改革のときに政府が買収しました対価の算出法というのは、田は当時の貸賃価

格の四十倍、畑は四十八倍ということになっております。なぜ畑を四十八倍にし、田を四十倍にしたかといふと、当時の勧銀の調へによりまして、畑は約五九〇程度の田に対する率になっておる。したがって、現在も、いろいろな数字はございまして、田といふものに對します畑の価値というのは六割で妥当ではあるまいかということでございます。

それから、北海道につきましては、北海道と内地の農地の面積に對する考へ方の相違というものは、農地改革当時からやはり考へられておりました。現在ももちろん経営面積その他から見ますと違つてはありますが、たとえば、農地改革当時は、在村地主の保有面積というものは内地では一町歩でございまして、北海道では四町歩というふうなことで、大体四倍程度の広さというものが農業経営に對應しておるというふうな考へております。もちろんそれを特に今度援用するわけではございせんけれども、貸賃価格等——現在には貸賃価格はございせんが、いわゆる旧土地台帳法に基づく貸賃価格によりまして、約五分の一から四分の一程度の価格の開きを持っております。評価も開きを持ってくるというふうなことを勧誘いたしまして、やはり四分の一にすることが妥当であるというふうに、これは政令で定めるとなっておりますから法律には書いてございせんが、私どもは四分の一というふうな考へておるわけでございます。

○永山委員 反当たり二万円とか、畑はその六割とか、北海道では四分の一であるとかいうような計算はきわめて公平のようには見られませんが、実際問題は公平ではない、むしろ不公平であるというふうに思ふのです。貸賃価格を基礎にしてやられるということが一番公平ではないかというふうに考へるのでございしますが、その点についての御意見はいかがですか。

○八塚政府委員 実は、貸賃価格を基礎にして考へていくという考へ方につきましては、私どももいろいろ立案の過程で議論をいたしたわけでご

ざいます。ただ、この法案の本来の性質が、買収されました農地のいわば農地改革に対する貢献の度合いというものの、あるいは心理的影響というものが買収されました農地の価値というものとある程度当然比例するわけでございすけれども、これは前から申し上げておりますように補償ではない、つまり買収された財産の価値そのものと比例するということがむしろ報償というものでなくなつてくる可能性がある、あるいは補償というほうに近づいてくるということで、個々の方から申しますと、中には確かに先生の御指摘になった点がなきにしもあらずでございすが、法案の性質上、私どもは一律にすることが妥当であらうと考えた次第でございす。

●永山委員 この点はひとつ十分お考えを願いたいと思うのですが、一反に對して二万円とか、畑は六千円とかいうようにきめましても、そういうようにきめるのも、賃賃価格できめるのも、総額できめておけばこれはやはり報償なんですから——補償といふことになればその総額がきまらぬわけでございすから、報償制といふことに至るのには、賃賃価格でやろうが基準価格で出そうが同じ思想ですから、やはりできる限り——金額の頭打ちをしておりまして、同時に総額においても政府が一定限度頭打ちをして出しているわけですから、その点で、必ずしも賃賃価格にしたら補償である、一定基準をやつたら報償であるといふことにはならぬと考えますので、この点はひとつ十分御考慮を願いたいと思つてございす。

●八塚政府委員 私どもはある程度一律でやることとが妥当であると思ひますが、なお、実は技術的に申しまして、賃賃価格といふのはすでに制度上はないわけでもございす。したがひまして、過去においては賃賃価格が現在も記録として残つておるところはかなりございすけれども、全部あるとは実は限らぬわけでありす。土地台帳法に基づきます賃賃価格といふのはもうすでにないわけでもございすから、それでやるということは技術的にも困難な点がございす。なお、各筆ごと

の、各たんばごとの価格差を設けるということになりますと、これは技術的なことを申し上げて何でございすが、非常に複雑になり、膨大な事務量になる。もちろん考え方として賃賃価格ではまづいというふうに考へておるわけでございすが、技術的な意味でも賃賃価格を基礎にするといふことはなかなかとり得ない状況でございす。

●永山委員 技術的問題も、実際問題としては賃賃価格といふのを旧町村全部持つておりますから、やるという意思であればできないことはないのでもございすので、この点は強く要望をいたしておきます。

それから、給付金の支給というのは、本法施行後二年以内において有資格者の申請に基づいて出すといふことになっておるようでもございすが、無利息の交付公債といふことは財政法第四条に違反するのではないかと、また、そういう先例があるかどうか、また、すでにわかつておりますが、念のためにお聞きしておくことは、交付金の支給を受ける対象者は幾らで、その総額はどうかというふうになっておるものでございすか。

●八塚政府委員 これは無利息であるから財政法四条に違反するのではないかとのお話かと存じましたけれども、これは財政法四条にございすといふゆる建設事業等をやりますために資金を調達するといふ意味の国債ではございせんので、無利息であるから云々、それからまた、無利息でこの国債を交付した例は、戦没者等の未亡人に對する給付金の法律が無利息で出しておりますが、したがひまして、これは財政法上の問題でございすところであるいは大蔵当局が最も答へる前に適當であらうかと思ひますが、從來そういう前例がございすので、違反にならないというふうに考へております。

●永山委員 大抵、無利息ということになりますと、いまのようなぐあいに金利以上に物価が上がつていくわけでありまから、この情勢が続きますと、やはり十年後においては半分以下ということになりますし、それから、せっかく報償でい

ただきましたものも、これは経済的に利用する価値が非常に削減されてくるのでございすが、この点に關してどういふようなお考えを持っておられるか。無利息が至当だと考へる理由です。

●八塚政府委員 必ずしも無利息だけを取り上げて議論するといふことではなくて、私ども立案をしようといふのは検討をいたします過程で、たとえば反當二万円であるとかその他の条件の中で考へたわけでもございすので、そのいろいろな金額あるいは十年という期限等々、それからこの法案の趣旨、その他いろいろ、記名国債で差し上げております他の法案との振り合ひ等を考へて、無利息ということにいたしましたわけでございす。

●永山委員 いま創設農地が非常に高い値段で転用されたりあるいは転売されておるのでございすが、そういうものの中から一定の率を政府へ納入せしめて、それを財源措置として充てるということのほうにより合理的ではないかというように考へられるのでございすが、この点に關してはどういうふうにお考へになつておりますか。

●八塚政府委員 いま先生のお話しになりましたような考へ方につきましては、これも御承知と思ひますが、從來かなり立ち入つて検討があつたわけでもございす。しかし、現在すでに転用転売をした方とどういふ法律ができるか以後の方との振り合ひ、バランスといふものを考へてみますと、今後はそれだけのものをたとへば転用税といふことで取るようなことは実はバランスを失するではないかといふようなこと、あるいは、現在のやうな土地の需給の状況から考へますと、それだけの税金が価格の中から取られるといふことではなかつて、いわば第三者に、つまり需要者に転嫁される可能性はないとは言へない。それでなくても地価の問題はやはり一般的に高地価といふことで問題になつておるときでございすので、第三者に転嫁される可能性がないかどうかというやうなことを、これはあるといふことはつきり申し上げておるわけではございせんけれども、可能性があるのではないかといふやうなことを考へまし

で、そういうふうな財源のいわば調達の方法といふのは採用をいたさないことにしたわけであります。

なお、つけ加えて申し上げますならば、今回の報償は、必ずしも転用してけしからぬじやないかといふ問題ではなくて、農地改革について非常に御貢献を願つたといふことで考へておるわけでございすから、やはり財源としては一般財源をもつて充てるのが政府としては妥当ではないだらうかといふふうにお考へられるわけでございす。

●永山委員 これに關連いたしますけれども、やはり、物価が上がり創設農地が非常に高い値段で、どんどんいきますと、一そう強制的に買収を受けたい方面の關係者の精神的な刺激も大です、それから同時に、實際上の問題として交付公債の価値がほとんどないといふことになるわけでございすので、これは總務長官のほうで一般の地価対策といふものをしっかりと講じられる、それから物価対策を根本的にやるということにならないと——農地を買収された当時、その金がすぐ現金で渡つておればこういう問題は起こらなかつたかもしれない。それが交付公債で、しかも渡つたときは紙の値段ぐらゐになつておつた、こういうやうなことが今日の結果を來たしているのですから、同じやうな轍を踏むことになつたのでは、せっかくの政府のいわゆる報償精神に沿わないことになりますので、一般の地価対策並びに物価対策に對する總務長官の所信を承りたいのであります。

●日井政府委員 この農地の被買収者の方々の非常な御不満の一つの原因は、農地を食糧増産のためにといふ非常に高度の目標、敗戦後の日本の経済、食糧等に關しての非常な高邁な精神から御協力されたのであります、それが目の前で實際他

に高く売られて転用されるというところに一つの大きな不満があるといふことは事實でございす。しかし、いま室長も申し上げましたやうに、その中から税金なり何なり式に吸い上げるといふことになると、一つはこれが土地をさらに転用して利用しようといふ方面に転嫁されると逆に地価がさ

らにまた上がる、こういうこと等もありますし、すでにこの問題は転用が二十九年に事情によって許されるということにもなっておりますし、また、あとで考えれば非常に安いではないかという点でありますけれども、一応その当時としては正当な対価で耕地を政府から買ったというようにもなっております。したがって、そういうことにすることは適当ではなからうということ、で今度のような法案になった理由でもあるわけでございます。しかし、お説のように、最高裁で判決のございますように、確かに当時としては正当な価格で正当な手段で政府が農地を買収者から買上げたのだということになっておりまして、そのとおりでございますけれども、金が手に渡るまでに多少時間的ズレがあつたために、やはり売り渡したほうとしてはその点が非常に納得のいかぬ点も御不満の一つであつたようであります。したがって、今後におきましても、物価の騰貴をできるだけ阻止するという点、これはひとり本件に限ればかりではございませんで、貯蓄奨励の上からも、国民生活の安定の上からも、物価を急激な大きな上昇のないようにすることは非常に必要であると考えますので、政府としても今後そういう方面に努力をいたしていくつもりでございます。

○永山委員 政府のほうで一般的地価対策及び物価対策に対して十分抜本的な施策を講じて、こういう憂いのないように努力をするという長官の考えを了承します。大いに努力をしていただきたいと思つてございますが、買収当時の値段は必ずしも適正ではなかつたとわれわれは思うのです。かりに適正であつたとしても、それが交付公債で手元へ入つたときは、やはり二年ぐらい後に入つてくるのですから、そのときは紙の値段にしかなくなつていないわけですから、それをすぐそのときにもらつておればいいのですけれども、交付の時期がおくれたということが、実質的にはほとんどだにひとしい状態で政府がこれを接收したという結果を来しておるのでございますから、この点

について政府のほうは正しい値段できめてすぐ金を出していいのですから、きわめて不当なる価格でこれを接收したというように考えるのです。その点のお考えはどうでございますか。

○日井政府委員 この点につきましては、さつき申し上げたように、農地買収者に御不満のある点もよくわかるのでございますが、ただ、当時は、戦後の日本が経済的にも非常な打撃を受け、いわゆるインフレの激しい時代でありまして、この点につきましては、ひとり農地買収者の方々が受け取られた交付公債に限りませんで、たとえば貯蓄の問題等にいたしましても、いろいろな面でそういうことがございまして、したがって、今回の新たに農地報償をいたします理由も、その理由ではございませんで、ただ、戦後の日本の国が非常に民主化し、また経済もこのように成長をしてきたこの裏には、社会的な不安を除く等々の非常な貢献をされたのはやはり農地解放ということが非常に功績であつたということでは、れしも認むるところでございまして、したがって、この大きな改革事業にたいして協力をしていただいた旧地主の方々に對して、その功績をわれわれとしてもねざらう、こういう意味で今回報償を決定いたしましたわけでございますので、その点を御了承いただきたいと思います。

○永山委員 私が質問しているのは、インフレ関係で無価値になつたというものは別なんです。交付公債をすぐもらつておれば、それがインフレで無価値にならうと何だろと、本人がそれを換物すればよかつたし、利用すればよかつた。政府が交付する期間がおくれたから、政府の責任においてたになつた。インフレの問題とは別なんです。すぐその場でもらつておればよかつたのを、交付がおくれたというために、その間インフレが出て、政府の責任でたにされた。たにに近いものになつた。そこで、価格は適当な価格であるというのを否定するものでは――裁判所の決定をわれわれは論議はしませんけれども、適当ではないと考えますよ。考えますけれども、しかし、す

ぐもらうのでなしに、交付の時期がおくれた、その政府の責任で価値を失つたというところに、やはり政府がこれに對して責任を負わねばならぬ問題ではないか、こういうふうに私は考えるわけなんです。

○八塚政府委員 あるいは直接のお答えにならないかと思いますが、政府が買収農地に対して証券で支払いました条件は、二年据え置き、三分六厘五毛ということで、二十二年の元利均等年賦償還の国債であつたわけでありまして、実際問題としては、お話のありましたようにインフレ等が進行いたしましたので、二十五年の四月一日ではもう停止いたしました償還をいたしておるということでございます。したがって、二十五年には全体の八十五億のうちの約六十五億を償還をいたしておる。そういうふうには、二十四年の期間という国債の条件自体が、当時のインフレと申しますか、そういう問題をかかえておる時期に適當であつたかどうかという問題は別にいたしまして、政府としては当時条件以前に償還すべき努力はいたしております。ただいまお話しになりましたように、インフレの被害を受けることがなかつたかということではございませんけれども、ただ、そういうふうには早く償還をいたしておるわけでございます。

○永山委員 私が質問しようとするところは、その国債を手に入れた時期がおそかつたのです。政府の発行と、入つたとき、その間に急激なインフレがあつた。手にもらつたときはもう価値がほとんどなくなつたというふうな急激なインフレだつた。その場ですぐもらつておれば、それは何にかにかえるとか、あるいはそれを何とかして商売に利用することができたのですが、もらつたときがすでにおそかつた。だから、それ自体を経済価値として活用することができなかつた。だから、政府の交付の時期がおくれたことそれ自体に對しての損害というものは、これはもうはなはだしいものであつたので、インフレによつた問題とは別だ、こういうことを言つておるわけでありまして、この点に關しても、一般のインフレによるもの

のだからだれも同じだという関係の議論とは別途にお考えを願いたいというふうに思つておるわけでありまして。

その次に、やはり政府の命令で国家総動員その他応召して、あるいは外地で抑留されていられるというような関係者が帰つてみた土地はなかつた、こういう状態の者にはやはり政府の責任で別途に何らかこれこそ私は報償すべきだと思ふ。自己の事由ではないのです。政府命令で出ておつたために、それらは家族をかかえて難儀をしておつて、自分でつくれぬから人がつくつておつた。こういうような者に対してはやはり何らかの形で別途報償すべきではないか、こういうふうに思ふのです。が、どうですか。

○八塚政府委員 たとえばいまお話しになりました応召という場合もきわめて多かつたと思ひます。工藤調査会等の調査によりまして、わくに旧地主の方の家庭はそういう戦没者がほかのグループよりも多い。したがって、推定でございしますが、応召された方も相当多かつたと思ふのでございます。実はそういう意味での数字はございませんけれども、常識的に考えまして、相当戦争に行つた方が多かつた。ただ、法律の上では、そういう方も応召であれば在村の地主とみなすというふうになつておりましたし、それから、戻つてきて自作をするということが確實であるというふうな場合には自作の扱いにするというふうになつておつたのであります。実際問題としては、いろいろの話を私どもは聞いておりますから、どの程度その法文どおりであつたかどうかは、いまと申してはよくわかりませんが、当時の旧自創法におきましては配慮はあつたというふうには考へております。今回の報償は、そういうことをも含めまして、先ほど来から長官も御説明になつておりますように、旧地主の方がとにかく自己の土地を解放せられたということに對する報償でございします。そういうことをも背景には私どもいろいろ考慮の重要な一部として考へておりますけれども、特別扱いするということではなくて法案

を構成したいと考えたわけでございます。

○永山委員　さらに、戦死をした、あるいは国家総動員法でなくなったというような家庭で、子供が小さいために、計画をやらうとしても目的が立たずしておるところを、それらの者に対しては全然顧みないという状態で、そういう方が非常に苦しい立場に置かれておるわけでございますが、いわゆる国家の命令で戦死した家庭ですね、そういう家庭でどうしてもやむを得ずこれを強制徴収されたというふうなものに対しては、特別な報償制をおとりになる考えでございますか。どういふようなこととあります。

○八塚政府委員　私どもが今回報償法案というところで考えましたのは、一般的に農地改革というものは非常に日本の経済の再建に役に立った、それにはそれなりに相当な犠牲を引き受けられ、心理的にはそういう気持ちが残っておるということに着目をして出したわけでございます。具体的に当時の旧自創法に基づきます農地改革の場合場合に比べてどうであったか、あるいはそれは非常に過酷であった、あるいはそれは手ぬるかった、あるいはその場合にはどうであったかというふうな、一つ一つのケースの補償をいまやろうというふうな考えでおるわけではございません。したがって、そういうことがいろいろ積み重なって一つの問題になっておるといふことにつきましては私どもも理解が十分できるわけでございますが、個々のケースに対応してそれを特別に扱うというふうなことは考えておらないのでございます。

○永山委員　昭和三十一年に行なわれました工藤調査会というふうなものは、その当時はそういう問題については具体的な調査はできていないわけでございますか。

○八塚政府委員　いまお話しになりました、たとえば昭和三十八年であったとか、あるいはまたまだ働き盛りの当主がなくなつて、あとに子供さんしか残っていないから農地改革のときにどうであったかというような形の調査は、工藤調査会の調査の際もやっております。ただ、工藤

調査会の調査の際には、農地改革というものを当時の方がどういふふうな受け取られたかというふうな気持ち、あるいは現在の生活状況はどういふふうな状態になっておるとか、あるいは現在の生活状況が戦前に比べてどういふふうな状態になったと考へ、かつその原因がたとえば農地改革にあると思ふかどうかというふうな調査は、実はいたしておりました。しかし、個々のケースに基づいて、農地改革が行なわれたことがどうであったかという、いわゆる旧自創法をもう一ぺん再検討するというような意味の調査は行なっておりません。

○永山委員　工藤調査会と、それから昭和三十一年度、昭和三十一年に答申が出たわけでございますが、その関連関係はどういふふうな状態になっておりますか。

○八塚政府委員　御承知のように、工藤調査会のはうは三十五年から三十七年に答申が出たわけでございますが、当時、調査をいたしました対象として、つまり、調査を国民全部にやるわけにまいりませんから、当然サンプルでやるわけでございまして、そのサンプルで大体、たとえば国民の一万五千から一万五千戸を選びます際に、その中に旧地主がどれくらいいふふうに入つておられるかというところは実はあらかじめわかつておったわけでございまして、したがって、工藤調査会の際でございますが、一万五千戸の戸数を選びまして、そのうち約八割程度がつまり旧地主の方であるというふうなことがわかつておりました。逆に、政府で三十八年に行ないました調査では、これはその前に調査としていわば旧地主の方から申告をいただきましたために、約百万戸近くの旧地主の方のいわば実態と申しますか、どういふふうな農地を買われたかというところはわかつておりました。したがって、実際に私どもの調べでは、農地買収の対象戸数というものは二百万戸でございますが、面積からいいますと大部分の戸数、約百万戸程度の方がいふふうな意味で、第二回目の調査におきましては地主の方を特別にそれ自体としてつかまえるということができた

わけですが。

なお、最初の工藤調査会の際にもいろいろございしますが、これはつまり、生活の状況調査、あるいは、先ほども申し上げましたように、それについて自分はどう考へているか、自己の生活をどう評価する、あるいはそれが農地改革との関連でどういふふうな関連があるかというふうな、いわば主観的な調査を相当程度やっております。第二回目と申しますか、三十八年に私どもがやりました調査は、そういういわば、どういふふうな考え方ですか、どういふお気持ちですかという点については調査をいたしませんで、たとえば生活状況調査について申しますならば、むしろどういふふうな所得がありますかというふうな客観的な指標について調査をいたしておるのであります。ただ、その調査と工藤調査会等の調査とのいろいろ調査上の約束を調べてみますと、工藤調査会当時、たとえば相当程度旧地主の方が農地改革によって打撃を受けている心理的な影響というものは、私どもが三十八年にやりましたときも、調査の対象とはいたしませんでしたが、その他の指標の類似性から見ますと、やはり工藤調査会でも出ました気持ちというものは現在も残つておるといふふうな言つていいんじゃないかというふうな考へております。そういう意味で関連があるわけでござい

ます。

なお、三十八年の調査は、工藤調査会の調査と違ひまして、先ほどの実態調査のほかに世論調査というふうなものもやっておりますのでござい

○永山委員　工藤調査会の調査に基づいて国民金融公庫法の改正法案が国会へ提出されて、いま参議院で継続審議になっておるわけでござい

ます。この際、これに對しまして、総務長官のほうでは、この報償法案が出たのだからこれは消極的でよいというお考えでござい

○日井政府委員　この国民金融公庫法の一部改正の法案でござい

ましたとして調査会をいたしました結果、農地改革によつて農地を買収せられた者で現在において生活上また生業上困難な状況にある者に対してはその生業資金を貸し付けよう、あるいはまた、その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に対しては育英その他の制度の運用においても配慮を加えることが適當である、こういうふうなことの答申に基づいて、二十億の予算をもつてそれらの方々に融資をするという法案でござい

○永山委員　一つは報償の問題であり、一つは、工藤調査会では、旧地主は非常に急激な変動で生活の安定を欠くものがある、その経済対策として、まず国民金融公庫法の改正によつて、金融的措置によつて育英及び経済の更生の実をあげようというところになっておるのですから、その性格は全然競合してないわけ

です。この推進方に対しては政府の所信を強く述べてもいいと、これが出たのだからこのほうは見送つてもいいんじゃないかという空気が支配的にあるというふうな感じられるのでござい

○日井政府委員　三十八年度における調査、その際に、世論調査におきましては、無作為抽出によ

りまして全国一人についてこの農地報償問題の

世論の動向を調査したのであります。その結果、たとえば、農地報償問題を知らぬという者が当時四二・八％、知っている者が五七・二％で、この五七・二％のうち、報償すべきだという者が三三・四％、また、したほうがよいという者が二八・四％、合計いたしますと六一・八％、したほうがよいという者があるわけでありました。しないほうがよいという者は二・二％、またはすべきでないという者は一〇・三％、こういうようなことで、反対のほうは二二・五％ということ、したほうがよいという意見から見ますと、非常に低いのであります。そのほか、わからないという者が一五・七％、こういうことでございまして、それから、この内容について、報償に関する賛否両論について意見を聞いた後、結論として聞いた報償に対する意見といたしましては、すべきだというのが二一・八％、またはしてもよいというのが二八・九％、これが合計五〇・七、しないほうがよいとかまたはすべきでないというのを合わせても二六・一、わからないというのが二三・二、いずれにいたしましても報償に賛成するほうに意見が多いという結果が出ています。であります。

○永山委員 さらに、生活状態の調査はどういうようになっていますか。

○日井政府委員 これも無作為抽出による全国被買収、世帯、一般世帯各一万、計二万の世帯の生活状況について調査をいたしましたのでありますが、大体は他の一般世帯に比べてそう悪くないという一応のあれでございしますが、なお詳細申しますと、現在の生活状況は、年間平均所得において被買収世帯が他の一般世帯に比べて必ずしもそう悪くはない。しかし、いわゆる赤字世帯、つまり所得から家計費を差し引いた結果の赤字でございしますが、その総世帯に対する割合は、一般世帯において七％、被買収世帯においては一〇％、要するに被買収世帯のほうが赤字世帯がやや多い。こういうことで、結局、所得から経費を差し引くと、生活の赤字のほうの苦しさというものは被買収者の方々のほうが多いという結果であります。

○永山委員 そこで、この報償制ということを中心としておられるのでございますが、報償制ということをやると、またさっきの問題に戻りますけれども、頭打ちがあったり基準線はありますけれども、やはり、段階を設けて金を出すということになれば、報償というよりは補償ということの考え方が非常に大きいのではないかと、こう懸念を持つ意見の人もあるようでございしますが、その点に對してもう一度ひとつさっきの質問につけ加えて説明しておいてもらいたいと思ひます。

○日井政府委員 この点は先ほど室長も申し上げたのでございしますが、一般に補償と申しますと相手方の損害や損失を償ふことが目的という、こういう觀念に對しては、報償は、その目的において、相手方の損害や損失を償ふということの含みも多少少ないとはもちろん言えませんが、しかし、それとは別に、相手方の一定の事項にかかるといふ場合の報償は、もっぱら後のほうの、要するに、先刻来申し上げておきますように、戦後の日本の世相の安定といひますか、それから経済の復興、これらに非常な寄与をした、しかもとにかく経済的な犠牲を払つたことでございするけれども、先刻来いろいろ申し上げておられるような事柄が重なって精神的にも非常に農地被買収者の方には大きな影響を受けておる、したがって、これらに對しては、やはりその功績に對して報償し、また精神的な非常な影響を受けたことに對してねぎらいをしよう、こういうことのほうが非常な比重を占めておるといふことであります。

○永山委員 要するに、非常に國家に奉仕したということに對して、それに對する報償の觀念に、この段階があつても何ら矛盾はないというお説を承りまして、了承いたしました。これは社会保障的な政策とどういふような關係になるわけでありませうか。社会保障的な性格は全然ないのでございませうか。

○日井政府委員 これは社会保障的な考えからで

はございませんで、先ほど申し上げましたように、その功績に對して、また心理的な影響に對してのねぎらいをするということでございませう。社会保障的な見地からではないということになっております。

○永山委員 それから、この中で採草地等をのけられておるのはどういふわけですか。

○八塚政府委員 これは結局農地改革というものの對する貢獻あるいはそれに基づく心理的影響といふものを基礎にいたしましての法案でございませう。同じ自作農創設措置法の中には、確かに未墾地であるとかそういうものを政府は買収いたしております。価格等につきましても似たような程度の価格であつたわけでございますが、これは実はこの前綱島先生の御質問にもお答えしたと思ひますけれども、たとえば未墾地を買収するということにつきましても、大いに買収されたのは確かでございます。しかし、いわゆる土地の高度利用をはからなければならぬといふ、いわば一般的な命題に基づいて、未墾地を買収しようという考え方はすでに昭和十三年に農地調整法の中にございませう。あるいはまた戦争に入りましてからの農地開發法といふふうな法律の中にもございませう。そういう意味におきまして、すでにかなり前からあつた思想のもとでの考え方である。なおかつ、現在の農地法では、農地については政府は旧自創法のようない方をするということになっておりませんが、未墾地につきましても、あまり買つてはおりませんけれども、同じような法律制度になっておるわけでございます。そういう意味におきまして、未墾地等を農地改革と考えることは制度上いかになるものであらうかといふようなことで、私どもは正確な意味における農地改革を対象にしようといふふうな限定をいたしたわけでございます。

○永山委員 この未墾地や牧野といふのは、農業構造改善のチャンピオンとも言うべき状態のものでございませうから、経済的価値等から見まして畑以上のものであるともいひ得る場所もあるわけでは

す。これは除外するといふことは適正を欠くのではないかと、こう考へられますので、大いに御検討をお願いしたいと思ひますが、さらに、譲渡令による強制譲渡農地や物納農地を除外してあるという理由はどういふわけでございますか。

○八塚政府委員 これも御存じと思ひますけれども、譲渡令は、つまり、一定の所有制限以外の状態になつた場合にはまずだれかに売らなさい、値段も特に統制をいたしませんといふことで構成がされております。そうして、適当な相手がなくそのまゝの状態にしておくらば政府が買い上げますといふことでございませう。一方、自創法は御承知のように昭和二十五年から現在の農地法に至るまであつたわけでございますが、昭和二十五年以後におきましても、昭和二十五年七月以前にすでに一定の所有制限外の状態になつております土地は、これはやはり旧自創法に基づいて買つたわけでございます。特に譲渡令では政府が強制買収するといふ体制ではなかつたので、いわゆる正確な意味の農地改革といふふうには考へられない。むしろ現在の農地法に基づく農地改革の成果の維持といふ性格のものでございませうので、対象にいたさなかつたわけでございます。

なお、物納につきましても、これは實際問題として、農地証券でもって物納のかかりました、これが今度対象になるわけでございます。そういうバランスはどういふこととございませうが、物納といふのは、いわゆる戦後の財産税制度一般の中で農地を出したといふことでございませうので、私どもといたしましては、物納農地を対象にするといふことは、いわば財産税全体の問題になるのではないかと、いふふうな考へて、これは省いた次第であります。

○綱島委員 関連で……ただいまの物納ですが、これは農地解放のものとは關係がないやうなふうなお話でございませうけれども、實際は、御承知のとおり、創設農地法は二十一年の秋に出ております。そうして財産税も同時にこなされておる。普通な、たとえば都会の土地のやうなもので

ありますと、金を借りてその部会の土地を持って
おればいつまでも持つておける。農地は、余剰農
地だとかあるいは貸借農地であるとか、そうい
うような種類のものはすべてその意思いかんにか
かわらずどうせ強制買収されるにきまつておる、
金を借りて税金を納めて、財産税を納めて、また
その土地を取られても何もならないから、しかた
がないから物納をする、泣き泣き物納をするとい
うことで、事実上は強制買収である、こう思うの
であります、その点に対する御見解はいかがで
ございましょうか。

○日井政府委員 ただいまの網島先生の御意見で
ございますが、政府といたしましては、財産税の
物納は、いま室長が申しましたように、納税者が
税を納付する場合に何で納付するか、したがいま
して、その選択はどれにするかというところは納税
者の自由でございます。ひとり農地に限らず、宅
地でも家屋でも、土地や家屋等の不動産あるいは
有価証券あるいは当の金銭以外の財産を金銭にか
えて納付するのが、たいてい現物を納付したもの
であります。物納農地もやはりこの一般的な物納
というものの一環でございますから、したがって、
政府解釈といたしましては、一般的な物納と同
様に解釈をいたしておるわけであります。

○網島委員 ただいまの御答弁でございすけれ
ども、実は、農地以外のものとすと、税金を金銭
納入いたしておきますれば、今日でも持つておれ
る。何も強制買収はされずにおるわけなんです。
ところが、農地だけの場合は、税金を金で納めま
しても、そのあとから強制買収をされますので、
これはもう選択の自由が事実上できないわけだ
す。表面上はちょっとありそうに思うのでありま
すが、事実上は、金で納めてまたそのあとそれを
強制買収される、こういうものでございすから
、これに関する限りは、私はどうも普通の農地
と同じようにお取り扱いになるほうが提案として
妥当性があるんじゃないかと思うのですが、もう
一ぺんその点を伺いたいと思います。

○日井政府委員 その点につきましては、いまも

申し上げましたように、税金を何で納めるか、普通
は金銭で納めるのが常識でございますけれども、
それにかえて、有価証券あるいは土地家屋とい
うような不動産とか、農地も不動産でございます
が、これを農地をもって、農地も耕地であります
けれども土地である、こういうことで、木人の選
択によってこれを納めたわけでありますので、
農地改革による強制買収とはその性質と形態を異
にしておる、こういう解釈をとっておるわけであ
ります。

○永山委員 対象人員及び総額はいまのところど
ういうようなことになっておりますか。

○八塚政府委員 対象人員につきましては、現在
私どものほうで推計いたしましたのは約百六十七
万人、金額にいたしまして千四百五十六億とい
うふうに推計をいたしております。

○河本委員長 永山君、一問で結論にしてくだ
さい。

○永山委員 それじゃ残余の質問は留保いたして
おきます。

○河本委員長 厚生省設置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

この際おはかりいたします。本案についての
質疑は終了したものと認めるに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決
しました。

○河本委員長 委員長の手元に佐々木義武君及び
山内広君より本案に対する修正案が提出されてお
ります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案に対
する修正案

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を
次のように修正する。
附則中「昭和四十年四月一日」を「公布の日」
に改める。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を求めま
す。佐々木義武君。

○佐々木(義)委員 ただいま議題となりました厚
生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正
案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御
説明申し上げます。

本案は自民、社会、両党の共同提案にかかるも
ので、案文はすでにお手元に配布してありますの
で、朗読は省略し、その要旨を御説明申し上げます
と、原案では「昭和四十年四月一日」となつて
おります施行期日は、すでにその日も経過してお
りますので、これを「公布の日」に改めようとし
るものであります。
何とぞ御賛成くださいますようお願いいたし
ます。

○河本委員長 次に原案及び修正案について討論
に入るのでありますが、討論の申し出もございま
せんので、直ちに採決いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案について
採決いたします。
まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案につ
いて採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○河本委員長 起立総員。よって、修正部分を除
いては、原案のとおり可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しま
した。
なお、本案に関する委員会報告書の作成等につ
きましては委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決
しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 次会は、来たる五月七日、午前十
時より理事会、十時三十分より委員会を開会する
こととし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第四十号

昭和四十年四月三十日

昭和四十年五月十日印刷

昭和四十年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局